平成 25 年度における行政機関個人情報保護法の施行の状況について

I 調査の目的

この調査は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号。以下「法」という。)第49条の規定に基づき、法の施行の状況を的確に把握し、広く国民に明らかにすることによって、個人情報保護制度の適正かつ的確な運用に資することを目的として行ったものである。

Ⅱ 調査の対象

1 対象機関

法第2条第1項各号に規定する行政機関のすべて(43機関)

第1号 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に置かれる機関(5 機関)

内閣官房、内閣法制局、<u>国家安全保障会議</u>、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部、<u>都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、知的財産戦略本部、地球温暖化対策推進本部、地域再生本部、郵政民営化推進本部、中心市街地活性化本部、道州制特別区域推進本部、総合海洋政策本部、宇宙開発戦略本部、総合特別区域推進本部、原子力防災会議、<u>国土強靭化推進本部、社会保障制度改革推進本部</u>、人事院及び復興庁</u>

- (注) 下線を付した各機関については、事務処理の実態を踏まえ、本調査結果では、内閣官房の内数 として整理。
- 第2号 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第49条第1項及び第2項に規定する機関(これらの機関のうち 第4号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。)(7機関)

内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会、金融庁、消費者庁及び特定個人情報保護委員会

第3号 国家行政組織法第3条第2項に規定する機関(第5号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、 当該政令で定める機関を除く。)(28機関)

総務省、公害等調整委員会、消防庁、法務省、公安審査委員会、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、中央労働委員会、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁、国土交通省、運輸安全委員会、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会及び防衛省

第4号 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及 び第56条(宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。)の特別の機関で、政令で定めるもの (1機関)

<国家公安委員会に置かれる特別の機関>

警察庁

第5号 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政令で定めるもの(1 機関)

<法務省に置かれる特別の機関>

検察庁

第6号 会計検査院

- (注) 1 国家安全保障会議は、平成25年12月4日設置。
 - 2 国土強靭化推進本部は、平成25年12月11日設置。
 - 3 社会保障制度改革推進本部は、平成26年1月12日設置。
 - 4 特定個人情報保護委員会は、平成26年1月1日設置。
 - 5 平成25年度以降の行政機関の組織改編については、本文末の別表参照。

2 対象期間

平成25年4月1日から26年3月31日までの状況について、平成26年3月31日現在で調査

Ⅲ 調査の結果

1 個人情報ファイルの状況

(1) 個人情報ファイルの保有状況

個人情報ファイル (特定の保有個人情報を検索できるように体系的に構成したもの) については、その概要を明らかにすることにより透明性の確保を図るため、法第 11 条に基づき、個人情報ファイル簿を作成し、公表することとされている。

個人情報ファイル簿を作成している行政機関では、個人情報ファイル簿を事務所に備えて閲覧に供するとともに、電子政府の総合窓口(e-Gov)により公表している。

平成 26 年 3 月 31 日現在、個人情報ファイル簿に掲載されていた個人情報ファイルの数は、表 1 のとおり、60,894 ファイルとなっている。これらの個人情報ファイルを電算処理・マニュアル処理の別にみると電算処理のものが 86.0%を占めており、人数の規模別にみると 1 万人未満のものが 57.7%を占めている。

表1 個人情報ファイルの状況

(単位:ファイル、%)

_					\ 1 I—	. , , , , , , , , , , ,
/		44 184		(内	訳)	
		総数	1万人未満	1 万人以上 10 万人未満	10 万人以上 100 万人未満	100 万人以上
	計	67, 968 (100)	39, 267 (57. 8)	21, 460 (31. 6)	7, 037 (10. 4)	204 (0. 3)
	電算処理	58, 459 (86. 0)	31, 261	20, 112	6, 885	201
	マニュアル処理	9, 509 (14. 0)	8, 006	1, 348	152	3

(2) 個人情報ファイルの記録情報に係る業務委託等の状況

行政機関では、行政サービスの向上、行政運営の効率化等を図るため、事務の全部又は一部 を委託し、又は派遣労働者を活用している。

平成25年度に個人情報ファイル簿に記録されていた個人情報ファイルの記録情報に係る業務委託等の状況についてみると、表2のとおり、業務委託等を実施した個人情報ファイルは49,836ファイルとなっており、その内訳は、記録情報の全部又は一部の取扱いを業務委託しているものが49,823ファイル、派遣労働者に行わせたものが61ファイルとなっている。

表2 個人情報ファイルの業務委託等の状況

(単位:ファイル、%)

	₩ ₹ ₩		業務委託等の内容別の内訳(複数該当あり)							
	業務委 託等を		業務	委託先別の	内訳(複数該当	自あり)				
	実施し	業務	民間 事業者等		その他		派遣			
	たもの	委託		围	独立行政 法人等	地方公共 団体	労働者			
.⊥.	49, 836	49, 823	49, 789	0	30	4	61			
計	(100)	(99.9)	(99.9)	(0)	(0.1)	(0.0)	(0.1)			
電算処理	49, 639 (99. 6)	49, 659	49, 626	0	30	3	28			
マニュアル処理	197 (0. 4)	164	163	0	0	1	33			

(注) 「業務委託等の内容別の内訳」については、1ファイルの一部を民間事業者等、一部を派遣労働者に 委託する場合があるため、内訳の合計のファイル数と「業務委託等を実施したもの」は一致しない。

(3) 個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況

法第8条では、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用・提供することは、法令に基づく場合を除き、社会公共の利益になる場合や本人の同意がある場合などで、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるときに限り、認められている。

平成25年度に利用目的以外の目的のために利用・提供されたことのある個人情報ファイルの数は、表3のとおり。

(注) 利用目的以外の目的のための利用・提供された事例の概要については、資料2-1を参照。

表3 個人情報ファイルの利用目的以外の利用・提供の状況

(単位:ファイル)

年 度	法令に基づく場合(注1)	社会公共の利益になる場合や 本人の同意がある場合(注2)
平成 25 年度	2, 782	285
(参考)平成24年度	2, 722	233

- (注) 1.「法令に基づく場合」とは、例えば、国税徴収法(昭和34年法律第147号)第141条に基づく検査において保有個人情報を提供したものなどがある。
 - 2.「社会公共の利益になる場合や本人の同意がある場合」とは、法第8条第2項に規定されたもので、 例えば、宮内庁が皇室の活動を広く紹介するため、勲章・褒章拝謁者名簿を報道機関に提供する場合 などがある。

2 開示・訂正・利用停止請求の状況

(1) 処理の状況

平成25年度に各行政機関の長(法第46条の規定に基づき権限の委任を受けた行政機関の職員を含む。以下同じ。)に対して行われた請求事案の件数は、表4-1~3のとおり、開示請求が116,253件、訂正請求が21件、利用停止請求が6件となっている。

なお、開示請求の件数が大幅に増加しているが、これは、平成24年7月に外国人登録制度 が廃止されたことに伴い、法務省が市区町村から回収した外国人登録原票に関する開示請求を 受け付けることとなったことが主な理由である。

平成25年度に各行政機関の長が処理すべき事案は、①新規受付件数、②前年度からの持ち越し件数、③他機関から事案の移送を受けた件数(注)の合計(開示請求120,584件、訂正請求28件、利用停止請求6件)であり、その処理状況は、以下のとおりである。

- (注) 1. 事案の移送は、開示請求制度及び訂正請求制度に設けられているが、利用停止請求制度については、請求を受けた行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保する観点から設けられており、請求を受けた当該行政機関において利用停止の要件である違反等の事実があるかどうかを判断することとなるものであることから、他の機関への事案の移送を行う仕組みは設けられていない。
 - 2. 行政機関の長への事案の移送は、法第21条又は第33条の規定に基づき他の行政機関の長から行われる場合と、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。)第22条又は第34条の規定に基づき独立行政法人等(独立行政法人等個人情報保護法第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)から行われる場合があり、いずれの場合も移送を受けた行政機関の長において処分を行わなければならないこととされている。
 - 3. 行政機関の長から他の機関(他の行政機関の長又は独立行政法人等をいう。以下同じ。)への事案の移送についても、法第21条又は第33条の規定に基づき他の行政機関の長に対して行われる場合と、法第22条又は第34条の規定に基づき独立行政法人等に対して行われる場合とがある。

表 4-1 処理の状況(開示請求)

		処理す	べき事案		事案の処理状況			
年 度	新規受付 件数	前 年 度 か ら 越 け た 数	他機関か ら移送を 受けた件 数	計	事案の処理 を終了した 件数	取り下げ られた件 数	他機関に 全部を移 送した件 数	次年度に 処理を持 ち越した 件数
平成 25 年度	116, 253	4, 303	28	120, 584 (100)	117, 546 (97. 5)	687 (0. 6)	22 (0. 0)	2, 329 (1. 9)
(参考) 平成 24 年度	109, 210	1, 839	30	111, 079 (100)	106, 136 (95. 6)	628 (0. 6)	13 (0. 0)	4, 302 (3. 9)

- (注) 1. 本表は、行政機関の長に対して行われた請求事案について、平成26年3月31日現在の処理の状況を示している。
 - 2. 1件の請求事案の一部について処分を行っていても、残りの部分について処分を行っていない場合には、「次年度に処理を持ち越した件数」に計上している。
 - 3.「取り下げられた件数」には、請求がされた後に、請求者から当該請求を取り下げる旨の申出があり、 その結果、処分をする必要がなくなったものをいう。なお、事前段階の情報提供等により請求をしよ うとした者が請求を取りやめたものは含まない。
 - 4.「他機関に全部を移送した件数」には、請求事案の全部を他の機関に移送したことで自ら処分をする 必要がなくなったものをいう。他の行政機関の長に移送されたものは、当該移送を受けた行政機関の 長において「他機関から移送を受けた件数」に計上され、独立行政法人等に移送されたものは、独立行 政法人等個人情報保護法の施行状況調査において当該移送を受けた独立行政法人等の「他機関から移 送を受けた件数」に計上されている。
 - 5. 事案の一部のみを他の機関に移送する場合、1件の開示請求事案を分割して複数の他の機関に移送する場合等があるため、「他機関から移送を受けた件数」と「他機関に全部を移送した件数」とは必ずしも一致しない。

		処理すべ	べき事案		事案の処理状況				
年度	新規受付 件数	前年度か らの持ち 越し件数	他機関から移送を受けた件数	計	事案の処理を終了した件数	取り下げ られた件 数	他機関に 全部を移 送した件 数	次年度に 処理を持 ち越した 件数	
平成 25 年度	21	2	5	28 (100)	26 (92. 9)	0 (0)	0 (0)	2 (7. 1)	
(参考) 平成 24 年	度 12	1	4	17 (100)	12 (70. 6)	1 (5. 9)	2 (11. 8)	2 (11. 8)	

⁽注) 本表は、行政機関の長に対して行われた請求事案について、平成26年3月31日現在の処理の状況を示している。

表 4-3 処理の状況(利用停止請求)

(単位:件、%)

	夕	L理すべき事績	案	事案の処理状況			
年度	新規受付件数	前年度からの持ち越し件数	計	事案の処理を終了した件数	取り下げられた 件数	次年度に処理を持ち越した件数	
平成 25 年度	6	0	6 (100)	5 (83. 3)	0 (0)	1 (16. 7)	
(参考) 平成 24 年度	0	0	0	0	0	0	

⁽注) 本表は、行政機関の長に対して行われた請求事案について、平成26年3月31日現在の処理の状況を示している。

また、受け付けた訂正請求・利用停止請求について、請求内容の区分別にみると、表 4-4 のとおりとなっている。

表 4-4 訂正請求及び利用停止請求の請求内容の区分別の状況

(単位:件)

		訂 正	請求		利用停止請求				
年度	件数		五分別の内 数該当あ		件数	区分別の内訳 (複数該当あり)			
	一致	訂正	追加	削除	十致	利用の 停止	消去	提供の 停止	
平成 25 年度	21	17	2	3	6	4	5	3	
(参考) 平成24年度	12	11	1	0	0	0	0	0	

(2) 開示・訂正・利用停止決定等の状況

ア 平成 25 年度には、開示決定等が 119,417 件、訂正決定等が 26 件、利用停止決定等が 5 件行われており、これらの状況は、表 $5-1\sim3$ のとおりで、全部開示決定の割合が 前年度より増加している。

なお、開示決定されるものの中には、保有個人情報に不開示情報が含まれているが個人の権利利益を保護するために特に必要があるとして行政機関の長の判断により開示されるもの(法第16条に基づく裁量的開示)があるが、平成25年度は実績がない。

表 5-1 処分の状況(開示決定等)

(単位:件、%)

	年度	til Ma	開示決定			不開示	(全部又は 一部を開示
		件数		全部	一部	決定	したものの うち裁量 的開示)
	平成 25 年度	119, 417	115, 558	58, 496	57, 062	3, 859	0
	十八 20 十尺	(100)	(96.8)	(49.0)	(47.8)	(3. 2)	(0)
	(参考)	106, 916	104, 691	45, 315	59, 376	2, 225	0
	平成 24 年度	(100)	(97.9)	(42.4)	(55.5)	(2.1)	(0)

(注) 開示決定等の件数は、請求者への通知の件数を計上している。開示請求のあった1事案を分割して 複数の開示決定等を行っているものや、関連する複数の事案をまとめて通知しているものがあること から、表 $5-1\sim3$ の「件数」と表 $4-1\sim3$ の「事案の処理を終了した件数」とは一致しない。

表 5-2 処分の状況(訂正決定等)

(単位:件、%)

he de	11.44.		訂正決定				
年度	件数		全部	一部	不訂正決定		
平成 25 年度	26 (100)	4 (15. 4)	1 (3.8)	3 (11. 5)	22 (84. 6)		
(参考) 平成 24 年度	12 5 (41.7)		5 (41. 7)	0 (0.0)	7 (58. 3)		

表 5-3 処分の状況(利用停止決定等)

(単位:件、%)

左一声	(叶 米/~		利用停止決定				
年度	件数		全部	一普以	停止決定		
平成 25 年度	5 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (100)		
(参考) 平成 24 年度	0	0	0	0	0		

イ 行政機関の長は、請求があったときは、請求があった日から30日以内に決定をしなければならない(法第19条第1項、第31条第1項、第40条第1項)が、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30日以内に限り延長することができる(法第19条第2項、第31条第2項、第40条第2項)こととされている。

開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、請求があった日から 60 日以内に そのすべてについて決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある 場合には、決定の期限の特例として、60 日以内に請求に係る保有個人情報の「相当の部分」 につき決定をし、残りの保有個人情報については「相当の期間」内に決定をすれば足りることとされており、この場合、請求者に決定をする期限を通知することとされている(法第20条)。

また、訂正決定、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、「相当な期間」 内に決定をすれば足りることとされており、この場合、請求者に決定する期限を通知することとされている(法第32条、第41条)。

平成 25 年度に行われた開示・訂正決定等に係る処分の状況についてみると、表 6-1 及び 2 のとおりとなっており、延長手続を採らなかった事案で 30 日以内に決定されなかったものが開示請求事案で 16 件みられる。

なお、延長手続を採った事案のうち、延長した期限までに決定されなかった事例及び期限 の特例を適用した事案のうち、通知した期限までに決定されなかった事例はなかった。

(注) 延長手続を採らなかった事案で30日以内に決定されなかったものの概要は、資料2-2①を参照。

表 6-1 期限の延長、遵守の状況 (開示決定等)

(単位:件、%)

		30 日以内又は期限までに		姓長手続を採り		延長手続を採った事案のうち延 長した期限までに		期限の特例を適 用した事案のう ち通知した期限 までに	
年 度	総数	決定され たもの	決 定 な か た も	決定さ れたも の	決 定 な か た	決定さ れたも の	決 定 な か た	決定さ れたも の	決 定 さ れ な た も
		(①③⑤ の合計)	の (246 の合計)	(①)	(2)	(3)	の (<u>④</u>)	(⑤)	(6)
平成 25 年度	119, 417 (100)	119, 401 (99. 9)	16 (0. 0)	117, 743 (98. 6)	16 (0. 0)	1,646 (1.4)	0 (0)	12 (0. 0)	0 (0)
(参考) 平成 24 年)	度 106,916 (100)	104, 631 (97. 9)	2, 285 (2. 1)	103, 446 (96. 8)	2, 271 (2. 1)	1, 158 (1. 1)	14 (0. 0)	7 (0. 0)	0 (0)

表 6-2 期限の延長、遵守の状況(訂正決定等)

		30 日以内 限までに	又は期	なかって	続を採ら た事案の 日以内に		売を採っ かうち延 引限まで	用した事	特例を適 事案のう した期限
年 度	総数	»4 ← .	決定さ	決定さ	決定さ	決定さ	決定さ	決定さ	決定さ
	1,12,334	決定され	れなか	れたも	れなか	れたも	れなか	れたも	れなか
		たもの	ったも	の	ったも	の	ったも	の	ったも
		(①③⑤ の合計)	の (246)		の		の		の
		*> [] [] []	の合計)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
亚子 05 左连	26	26	0	18	0	7	0	1	0
平成 25 年度	(100)	(100)	(0)	(69.2)	(0)	(26.9)	(0)	(3.8)	(0)
(参考)	12	12	0	5	0	7	0	0	0
平成 24 年度	(100)	(100)	(0)	(41.7)	(0)	(58.3)	(0)	(0)	(0)

表6-3 期限の延長、遵守の状況(利用停止決定等)

								(+14.	11 707
		30 日以1限までに	カ又は期	なかった	売を採ら た事案の 日以内に	た事案の	売を採っ りうち延 財限まで	期限の特 用した ち通知し までに	
年 度	総数	決定さ	決定さ	決定さ	決定さ	決定さ	決定さ	決定さ	決定さ
		れたも	れなか	れたも	れなか	れたも	れなか	れたも	れなか
		の	ったも	の	ったも	の	ったも	の	ったも
			の		の		の		の
		(1)35	(246)						
		の合計)	の合計)	(①)	(2)	(3)	(4)	(⑤)	(6)
平成 25 年度	5	5	0	5	0	0	0	0	0
十成 25 千度	(100)	(100)	(0)	(100)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
(参考) 平成 24 年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0

開示請求事案について、30 日以内又は期限までに決定されなかったものを機関別にみると、表 6-4 のとおりとなっている。

表 6-4 30 日以内又は期限までに決定されなかったもの

○ 延長手続を採らなかった事案で30日以内に決定されなかったもの

(単位:件)

			tel Net	超過した日数				
ı		行政機関名	件数	1週間以内	1か月以内	1か月超		
	開示 請求	法務省	16	0	6	10		

ウ 平成25年度に行われた開示・訂正決定等において、全部又は一部を不開示・不訂正と した理由をみると、表7-1及び2のとおりとなっている。

表 7-1 全部又は一部を不開示とした理由(開示決定等)

	全部又は一	理由の内訳(複数該当あり)					
年 度	部を不開示 とした事案 の件数	不開示情報に該当	保有個人情報不 存在	存否応答 拒否	その他		
平成 25 年度	60, 921	58, 012	3, 031	36	874		
	(100)	(95. 2)	(5. 0)	(0. 1)	(1. 4)		
(参考)	61, 601	59, 790	1, 775	42	507		
平成 24 年度	(100)	(97. 1)	(2. 9)	(0. 1)	(0. 8)		

- (注) 1.1件の決定において複数の理由に該当するものがあるため、全部又は一部を不開示とした事案の件数と各項目の合計は必ずしも一致しない。
 - 2. 「その他」は、形式上の不備などを理由とするものである。

表 7-2 全部又は一部を不訂正とした理由(訂正決定等)

-					· ·			
			理由の内訳(複数該当あり)					
	年 度	全部又は一部を不訂正とした事案の件数	行政機関の長の 判断によるもの	保有個人情報不存在	他の法令で特別 の手続が定めら れていることに よるもの	その他		
	平成 25 年度	25 (100)	22 (88. 0)	0 (0)	0 (0)	3 (12. 0)		
	(参考)	7	5	0	0	2		
	平成 24 年度	(100)	(71.4)	(0)	(0)	(28.6)		

- (注) 1. 1件の決定において複数の理由に該当するものがあるため、全部又は一部を不訂正とした事案の件数と各項目の合計は必ずしも一致しない。
 - 2. 「その他」は、形式上の不備などを理由とするものである。

表 7-3 全部又は一部を不利用停止とした理由(利用停止決定等)

(単位:件、%)

	理由の内訳(複数該当あり)						
年度	全部又は一部 を不利用停止 とした事案の 件数	行政機関の長の 判断によるもの 存在		他の法令で特別 の手続が定めら れていることに よるもの	その他		
平成 25 年度	5 (100)	5 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
(参考) 平成 24 年度	0	0	0	0	0		

- (注) 1.1件の決定において複数の理由に該当するものがあるため、全部又は一部を不利用停止とした事案の件数と各項目の合計は必ずしも一致しない。
 - 2. 「その他」は、形式上の不備などを理由とするものである。

不開示情報に該当することを理由としたものについて法第 14 条各号の不開示情報のいずれに該当するか、存否応答拒否によるものについて存否を答えるだけで開示することとなる情報が法第 14 条各号の不開示情報のいずれに該当するかをそれぞれみると、表 7-4 のとおりとなっている。

表 7-4 不開示情報に該当することを理由としたもの及び存否応答拒否によるものの内訳

(単位:件、%)

		不開示情報の区分	不開示情	報に該当	存否応	存否応答拒否	
		小用小帽報炒區刀	58, 012	(100)	36	(100)	
	第1号	請求者の生命、健康、生活又は財 産を害するおそれがある情報	21	(0.0)	3	(8.3)	
r£-=□	第2号	請求者以外の個人に関する情報	4, 519	(7.8)	11	(30.6)	
内訳 (複数	第3号	法人等に関する情報	2, 795	(4.8)	2	(5.6)	
該当	第4号	国の安全等に関する情報	10	(0.0)	2	(5.6)	
あり)	第5号	公共の安全等に関する情報	538	(0.9)	6	(16.7)	
	第6号	審議、検討等に関する情報	379	(0.7)	0	(0)	
	第7号	事務又は事業に関する情報	54, 120	(93. 3)	17	(47. 2)	

(注) 1件の決定において複数の不開示情報に該当するものがあるため、不開示情報又は存否応答拒否とした 事案の件数と各項目の件数の合計は必ずしも一致しない。 不訂正とした理由を行政機関の長の判断によるものとしたものについて、その内訳をみると、表 7-5 のとおりとなっている。

表 7-5 不訂正とした理由のうち、行政機関の長の判断によるものの内訳

(単位:件、%)

行政機関	目の長の判断によるもの	22	(100)
ı——∃⊓	評価に関するもの	2	(11.0)
内訳 (複数	請求対象の保有個人情報の内容が事実であるもの	16	(72.7)
該当	訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を	9	(9. 1)
あり)	超えるもの	۷	(9.1)
(4) (7)	調査を実施したが、事実関係が明らかにならなかったもの	9	(40.9)

⁽注) 1件の決定において複数の理由に該当するものがあるため、行政機関の長の判断によるものとした事案 の件数と各項目の合計は必ずしも一致しない。

(3) 不服申立ての状況

ア 決定について不服がある者は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づき、行政 機関の長(法第46条の規定に基づき権限の委任を受けた行政機関の職員を除く。)に対し、審 査請求又は異議申立てをすることができる。

平成25年度に行われた不服申立ての状況をみると、表8-1~2のとおりとなっている。

表8-1 不服申立ての件数

(単位:件)

区分	年度	不服申立て		
<i>></i> •	. ~	の件数	審査請求	異議申立て
開示請求	平成 25 年度	165	120	45
	(参考)平成 24 年度	187	160	27
訂正請求	平成 25 年度	11	5	6
司正詞水	(参考)平成 24 年度	5	4	1
利用停止	平成 25 年度	0	0	0
請求	(参考)平成 24 年度	0	0	0

(単位:件)

							<u> </u>	1 <u>"-</u> • 11 <i>1</i>
	不開示情 報に該当 すること に対する もの	不開示決定 保有個人情報の不存在とすることに対するもの	に対する不服 存否応答拒否 に対するもの	形式上の不 備又は権利 の濫用等と することに 対するもの	開示決 定に対 する不 服	不作為 に対す る不服	事案の移 送、期限の 延長に対 する不服	その他
開示 請求	85	44	9	14	17	1	0	3
	不訂正行政機関の長のでは、一方政機関のようでは、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方	・不利用停止保有個人情報の不存在とすることに対するもの	この決定に対す 他の法令で特別の手続が定 められている ことに対する もの	不服 形式上の不 備又は権利 の濫用等と することに 対するもの	訂正決 定・利用 停止 に に る 服	不作為 に対す る不服	事案の移送、期限の延長に対する不服	その他
訂正請求	9	0	0	1	1	0	0	0
利用停止請求	0	0	0	0	0	0	0	0

- (注) 1.1件の申立てにおいて、当該申立ての内容が複数にわたるものがあるため、各項目の計と表8-1の「不服申立ての件数」とは必ずしも一致しない。
 - 2. 「その他」は、決定内容に関わりのない事項に対する不服申立て等の件数を計上するものである。
 - イ 法第 42 条において、不服申立てを受けた行政機関の長は、原則として、情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問した上で、裁決又は決定をすることとされている。

平成25年度において行政機関の長が処理すべき不服申立て事案について、その処理状況をみると、表9-1のとおりとなっている。

表 9-1 不服申立て事案の処理状況

(単位:件、%)

			_				(1 1 1	· IT、 /0/
			裁決·		処理中	F	勺 言	尺
区分	年度	処理すべき件数	決定等 に理す と りを し数 た件数	取り下 げられ た件数	処件数 (次年 度越し)	処理方針 の検討 中、諮問 の準備中 等	審査会に 諮問中	審査会の 答申後、裁 決・決定の 準備中
	平成 25 年度	342	138	16	188	52	117	19
開示	十成 25 千茂	(100)	(40.4)	(4.7)	(55. 0)	(15. 2)	(34. 2)	(5. 6)
請求	(参考)	398	219	4	175	50	99	26
	平成 24 年度	(100)	(55.0)	(1.0)	(44.0)	(12.6)	(24.9)	(6.5)
	平成 25 年度	19	8	1	10	2	8	0
訂正	十成 25 十度	(100)	(42.1)	(5.3)	(52.6)	(10.5)	(42.1)	(0)
請求	(参考)	16	8	0	8	2	4	2
	平成 24 年度	(100)	(50.0)	(0)	(50.0)	(12.5)	(25.0)	(12.5)
利用	平成 25 年度	0	0	0	0	0	0	0
停止	(参考)	2	2	0	0	0	0	0
門小	平成 24 年度	(100)	(100)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

(注) 「処理方針の検討中、諮問の準備中等」には、不適法な不服申立てであるなど審査会への諮問を要しない事案について、裁決・決定の準備をしているものを含む。

平成25年度において、裁決・決定等により処理を終了した事案について、その状況をみると、表9-2~4のとおりとなっている。

なお、審査会に諮問し、その答申を受けた行政機関の長が、答申の内容と異なる内容の裁決・決定を行ったものはなかった。

表 9-2 不服申立てに対する裁決・決定等の状況 (開示決定等)

(単位:件、%)

審査会に諮問しないで裁						
決・決定等を行ったもの	申立て	申立て	申立て	却下	その他	
(計)	棄却	認容	一部認容	지 나	ての他	
4	_	0	_	4	0	
審査会に諮問し、答申を						
受けて裁決・決定を行っ	申立て	申立て	申立て	±n ==	2014	
たもの(計)	棄却	認容	一部認容	却下	その他	
129	50	6	72	_	1	
計	申立て	申立て	申立て	+n 	7. 0 lik	
(比率)	棄却	認容	一部認容	却下	その他	
133	50	6	72	4	1	
(100)	(37.6)	(4. 5)	(54. 1)	(3.0)	(0.8)	

(注) 「その他」は、不作為に対する異議申立て等に関して請求に対する何らかの行為をするか、又は書面で不作為の理由を示したものの件数を示す。

表 9-3 不服申立てに対する裁決・決定等の状況(訂正決定等)

(単位:件、%)

審査会に諮問しないで裁						
決・決定等を行ったもの	申立て	申立て	申立て	却下	その他	
(計)	棄却	認容	一部認容	전다 1.	~ (7)他	
0	1	0	1	0	0	
審査会に諮問し、答申を						
受けて裁決・決定を行っ	申立て	申立て	申立て	却下	その他	
たもの(計)	棄却	認容	一部認容	AP I	-C 07/IE	
7	6	0	1	_	0	
計	申立て	申立て	申立て	却下	その他	
(比率)	棄却	認容	一部認容	자 1,	てり他	
7	6	0	1	0	0	
(100)	(85. 7)	(0)	(14. 3)	(0)	(0)	

(注) 「その他」は、不作為に対する異議申立て等に関して請求に対する何らかの行為をするか、又は書面で 不作為の理由を示したものの件数を示す。

表 9-4 不服申立てに対する裁決・決定等の状況(利用停止決定等)

審査会に諮問しないで裁					
決・決定等を行ったもの	申立て	申立て	申立て	却下	その他
(計)	棄却	認容	一部認容	Δh 1	· C V/IE
0	_	0	_	0	0
審査会に諮問し、答申を					
受けて裁決・決定を行っ	申立て	申立て	申立て	±n ==	7- 11/4
たもの(計)	棄却	認容	一部認容	却下	その他
0	0	0	0	_	0
計	申立て	申立て	申立て	±n ==	7- 17 /sh
(比率)	棄却	認容	一部認容	却下	その他
0	0	0	0	0	0

⁽注) 「その他」は、不作為に対する異議申立て等に関して請求に対する何らかの行為をするか、又は書面で 不作為の理由を示したものの件数を示す。

ウ 平成25年度における不服申立ての処理日数の状況をみると、不服申立てを受けてから裁決・決定等をした日までに要した日数については、表10-1~3のとおりとなっている。

表 10-1 不服申立てを受けてから裁決・決定等をした日までに要した日数 (開示決定等)

	裁決・決	不服申立て	を受けてから	哉決・決定等を	した日まで	に要した日数
年度	定等によ り処理を 終了した 件数	90 日以内	90 日超 半年以内	半年超 9か月以内	9か月超 1年以内	1 年超
平成 25 年度	133	5	3	22	40	63
一	(100)	(3.8)	(2.3)	(16.5)	(30.1)	(47.4)
(参考)	219	26	6	15	61	111
平成24年度	(100)	(11.9)	(2.7)	(6.8)	(27.9)	(50.7)

表 10-2 不服申立てを受けてから裁決・決定等をした日までに要した日数(訂正決定等) (単位:件、%)

	裁決・決	不服申立てを	を受けてから表	裁決・決定等を	とした日までは	に要した日数
年度	定等によ り処理を 終了した 件数	90 日以内	90 日超 半年以内	半年超 9か月以内	9か月超 1年以内	1年超
平成 25 年度	7	0	0	2	2	3
	(100)	(0)	(0)	(28. 6)	(28. 6)	(42.9)
(参考)	8	0	0	2	4	2
平成24年度	(100)	(0)	(0)	(25.0)	(50.0)	(25.0)

表 10-3 不服申立てを受けてから裁決・決定等をした日までに要した日数(利用停止決定等) (単位:件、%)

	裁決・決	不服申立てを受けてから裁決・決定等をした日までに要した日数							
年度	定等によ り処理を 終了した 件数	90 日以内	90 日超 半年以内	半年超 9か月以内	9か月超 1年以内	1年超			
平成 25 年度	0	0	0	0	0	0			
十成 25 千度	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)			
(参考)	2	0	0	0	1	1			
平成 24 年度	(100)	(0)	(0)	(0)	(50.0)	(50.0)			

また、不服申立てを受けてから審査会に諮問した日までに要した日数及び調査日現在(平成 26 年 3 月 31 日)で処理方針の検討中又は審査会への諮問準備中の事案の不服申立てを受けてからの経過日数については、表 10-4 のとおりとなっている。

表 10-4 不服申立てを受けてから審査会への諮問(検討又は準備中を含む)までの期間 (単位:件、%)

		諮問し	た件数		処理方針の検討中、 審査会への諮問準備中等の件数				
			を受けてかけまでに要	* *		不服申立てを受けてからの 経過日数			
		30 日以内	30 日超 90 日以内	90 日超		30 日以内	30 日超 90 日以内	90 日超	
開示請求	141 (100)	19 (13. 5)	112 (79. 4)	10 (7. 1)	52 (100)	13 (25. 0)	17 (32. 7)	22 (42. 3)	
訂正請求	10 (100)	1 (10. 0)	9 (90. 0)	0 (0)	2 (100)	0 (0)	2 (100)	0 (0)	
利用停止請求	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	

(注) 90 日超となっている事案の概要は、資料2-2②を参照。

このうち、①審査会に諮問した日までに要した日数が90日超のもの及び②不服申立てを受けてからの経過日数が90日超のものについて機関別にみると、表10-5及び6のとおりとなっている。

表 10-5 不服申立てを受けてから審査会に諮問した日までに要した日数が 90 日超のもの (単位:件)

超過した日数 行政機関名 件数 90 日超 100 日超 半年超 1年超 100 日以内 半年以内 1年以内 法務省 9 3 1 1 4 開示請求 国土交通省 0 0 1 0 1 4 計 10 1 4 1

(注) 訂正請求及び利用停止請求については、90日超の案件はない。

表 10-6 調査日現在(平成 26 年 3 月 31 日)、処理方針の検討中、審査会への諮問準備中の事案 で、不服申立てを受けてからの経過日数が 90 日超のもの

(単位:件)

				超過し	た日数	
	行政機関名	件数	90 日超 100 日以内	100 日超 半年以内	半年超 1 年以内	1年超
開示請求	国土交通省	22	1	1	5	15

(注) 訂正請求及び利用停止請求については、90日超の案件はない。

諮問までに長期間を要している理由としては、開示請求の大幅な増加により対応が遅滞したこと、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立てがなされており、対象文書の確認等に時間を要しているなどを挙げている。

また、答申を受けてから裁決・決定をした日までに要した日数及び調査日(平成 26 年 3 月 31 日)現在で裁決・決定の準備中の事案の答申を受けてからの経過日数については、表 10-7 のとおりとなっている。

表 10-7 答申を受けてから裁決・決定(準備中を含む)までの期間

(単位:件、%)

			の答申を受 を行った作		審査会の答申を受けて 裁決・決定の準備中の件数					
			けてから裁済 までに要し			答申	せを受けてかり 経過日数	らの		
		30 日以内	30 日超 60 日以内	60 日超		30 日以内	30 日超 60 日以内	60 日超		
開示請求	129 (100)	47 (36. 4)	78 (60. 5)	4 (3. 1)	19 (100)	18 (94. 7)	1 (5. 3)	0 (0)		
訂正請求	7 (100)	4 (57. 1)	3 (42. 9)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
利用停止請求	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		

(注) 60日超となっている事案の概要は、資料2-2④を参照。

このうち、答申を受けてから裁決・決定をした日までに要した日数が60日超のものについて、機関別にみると、表10-8のとおりとなっている。

表 10-8 答申を受けてから裁決・決定をした日までに要した日数が 60 日超のもの

(単位:件)

				超過し	た日数	
	行政機関名	件数	60 日超 70 日以内	70 日超 90 日以内	90 日超 半年以内	半年超
	総務省	2	0	2	0	0
開示請求	国土交通省	2	0	0	2	0
	計	4	0	2	2	0

(注) 訂正請求及び利用停止請求については、60日超の案件はない。

(4) 審査会における審査状況

法では、不服申立てを受けた行政機関の長は、原則として、審査会に諮問することとされており、審査会の答申を受けて、行政不服審査法に基づく裁決・決定を行うこととなる。 平成25年度における審査会への諮問・答申の状況は、表11のとおりとなっている。

表 11 審査会における審査状況

(単位:件、%)

	審査会	諮問件数	前年度 から越件 数	計	答申件数	うち 当るた の	諮問庁の半一当いそとしたもの	断が 妥なし の	取 り 下 げ ら れ た 件 数	次に越 性数
	内閣府	147	98	245	124 (100)	70 (56. 5)	45 (36. 3)	9 (7. 3)	8	113
開示 請求	会計 検査院	0	0	0	0 (100)	0	0	0	0	0
	計	147	98	245	124 (100)	70	45	9	8	113
訂正 請求	内閣府	11	4	15	6 (100)	5 (83. 3)	1 (16. 7)	0 (0)	0	9

⁽注) 利用停止請求については、実績がない。

(5) 訴訟の状況

平成25年度における開示決定等の取消等を求める訴訟についてみると、表12のとおり、新たに9件が地方裁判所に提起されている。この9件及び前年度から係属している6件の計15件のうち、5件について判決が出されている。

また、地方裁判所(第一審)の判決を不服として高等裁判所に控訴されたものが3件あり、この3件及び前年度から係属している4件の計7件について判決が出されている。

さらに、高等裁判所(控訴審)の判決を不服として最高裁判所に上告されたものが4件あり、 この4件のうち、1件について判決が出されている。

(注) 訴訟の概要については、資料2-2⑤を参照。

表12 行政機関個人情報保護法に関する訴訟の状況

(単位:件)

_				(単位:件)
			平成25年度	(参考) 平成24年度
		新規提訴	9	19
		前年度から係属	5	10
地方裁判所		係属 計	14	29
(第一審)	判決		5	24
	取下げ	,	2	0
	審理中	(次年度に持ち越し)	7	5
		控訴	3	15
		前年度から係属	4	10
高等裁判所		係属 計	7	25
(控訴審)	判決		7	21
	取下げ	•	0	0
	審理中	(次年度に持ち越し)	0	4
		上告	4	12
		前年度から係属	0	2
最高裁判所		係属 計	4	14
(上告審)	判決		1	14
	取下げ		1	0
	審理中	(次年度に持ち越し)	2	0

3 個人情報の漏えい、滅失、き損事案の状況

(1)漏えい等事案の発生状況

平成25年度に、個人情報の漏えい、滅失又はき損(以下「漏えい等」という。)が発生した 又は発生したおそれがあると認められた事案の件数は、表13のとおり、944件となっており、 前年度より増加している。

これらの事案を発生形態別にみると、誤送付・誤送信 564 件(59.7%) が最も多くなっているが、その多くは配送事故(配送を請け負った事業者による誤送付)である。

表 13 漏えい等事案の件数 (発生形態別)

(単位:件、%)

			漏えい等事案の件数									
					発	生 形	態別					
	誤送付・誤		·誤送信	誤交付	誤廃棄	紛	失	ネット	上に流 H	盗難	その他	
年 度			うち 配送				うち 配送		うちョ ンピュー			
			事故				事故		タウイルス			
									によるも			
									の			
平成 25 年	944 (100)	564 (59. 7)	384 (40. 7)	51 (5. 4)	32 (3. 4)	220 (23. 3)	9 (1.0)	9 (1.0)	1 (0.1)	4 (0.4)	33 (3. 5)	
(参考) 平成 24 年度	1, 067 (100)	526 (49. 3)	335 (31. 4)	110 (10. 3)	40 (3. 7)	278 (26. 1)	15 (1. 4)	17 (1. 6)	1 (0.1)	7 (0. 7)	33 (3. 1)	

⁽注) 一部府省の一部事案の詳細が不明で分類できないため、「漏えい等事案の件数」と「発生形態別」の各項目 の合計は一致しない。

(2) 個人情報の種類及び事案の規模

漏えい等事案の対象となった個人情報の種類及び事案の規模の内訳は、表 14 のとおりであり、個人情報により識別できる個人の数の規模別にみると、事案に含まれる個人の数が 5 人以下のものが、772 件(81.8%) と最も多くなっているが、1,000 人を超えるものも見られる。

表 14 漏えい等事案の内容(個人情報の種類及び事案の規模)

									(+14.	11 \ /0/	
			漏えい等事案の件数(再掲)								
	年		信	青報の種類				個人の数			
年度			国民等 及び職 員	国民等	職員	1人~ 5人	6人~ 50人	51 人~ 100 人	101 人~ 1,000 人	1,001 人~	
平	成 25 年度	944 (100)	73 (7. 7)	816 (86. 4)	24 (2. 5)	772 (81. 8)	82 (8. 7)	18 (1. 9)	31 (3. 3)	10 (1. 1)	
	(参考)	1, 067	110	864	37	849	103	24	31	4	
	平成 24 年度	(100)	(10.3)	(81.0)	(3.5)	(79.6)	(9.7)	(2.2)	(2.9)	(0.4)	

⁽注) 一部府省の一部事案の詳細が不明で分類できないため、「漏えい等事案の件数」と「情報の種類」「個人の数」 それぞれの各項目の合計は一致しない。

(3)漏えい等事案の発生元

平成 25 年度における漏えい等事案の発生元をみると、表 15 のとおり、行政機関の管理下で発生した件数が 526 件 (55.7%)、委託先の管理下で発生した件数が 387 件 (41.0%) となっている。

表 15 漏えい等事案の発生元

		年 度	平成 25 年月		成 24 年度
漏えい	等事	 案の件数(再掲)	944 (10		(100)
行政機	関が領	学 理	526 (55.	7) 650	(60.9)
		職員	517 (54.	8) 638	(59.8)
	人	第三者	2 (0.	2) 4	(0.4)
		不明・その他	7 (0.	7) 8	(0.7)
		庁舎内	465 (49.	3) 583	(54. 6)
	場所	庁舎外	53 (5.	6) 54	(5.1)
	ולו	不明	8 (0.	8) 13	(1.2)
委託先	が管理	里	387 (41.	0) 361	(33. 8)
		従事者	386 (40.	9) 356	(33. 4)
	人	第三者	1 (0.	1) 2	(0.2)
		不明・その他	0 (0) 3	(0.3)
		委託元庁舎内	5 (0.	5) 11	(1.0)
		委託元庁舎外	376 (39.	8) 347	(32. 5)
	場	委託先事業所内	3 (0.	3) 3	(0.3)
	所	委託先事業所外	373 (39.	5) 344	(32. 2)
		不明	6 (0.	6) 3	(0.3)

⁽注) 1 「その他」は、天災・人の介在しない事故による事案をいう。

² 一部府省の一部事案の詳細が不明で分類できないため、「漏えい等事案の件数」と「情報の種類」「個人の数」それぞれの各項目の合計は一致しない。

(4)漏えい等事案への対応状況

平成25年度における漏えい等事案への対応状況についてみると、表16のとおり、「情報の回収」、「本人等への情報提供」が多く、ほとんどの事案において再発防止策が実施されている。

表 16 漏えい等事案への対応状況

	年 度	平成 2	5 年度	(参考)平成	文 24 年度
漏え	えい等事案の件数	944	(100)	1,067	(100)
-	本人等への情報提供	533	(56.5)	692	(64. 9)
事	事案の公表	221	(23.4)	279	(26. 1)
案	情報の削除等の措置依頼	70	(7.4)	62	(5.8)
~	情報の回収	554	(58.7)	613	(57.5)
の対	関係者の処分等	95	(10.1)	148	(13.9)
応	委託契約の解除等	0	(0)	1	(0.1)
北	再発防止策	889	(94. 2)	1, 011	(94.8)
況	その他	13	(1.4)	5	(0.5)
1)L	上記以外に対応中又は対応を検討中	9	(1.0)	22	(2.1)

- (注)1.1件の事案において複数の項目に該当するものがあるため、各項目の件数の計と漏えい 等事案の件数とは一致しない。
 - 2. 「関係者の処分等」は、当該事案にかかわった職員に対して懲戒処分、刑事告発等を行ったものをいう(表18参照)。
 - 3.「その他」は、警察への被害届の提出などをいう。
 - 4.「上記以外に対応中又は対応を検討中」とは、調査日(平成26年3月31日)現在において、対応中又は対応策を検討中であるものをいう。

(5) 再発防止策の措置状況

平成25年度における漏えい等が発生した場合の再発防止策について、組織的安全管理措置、 物理的安全管理措置又は技術的安全管理措置に該当する件数等は表17のとおりである。

表 17 再発防止策の措置状況

		年度		
		中	平成 25 年度	(参考)平成24年度
再発防	止策を講し	ごた事案の件数 (再掲)	889 (100)	1,011 (100)
		管理体制の整備	76 (8.5)	112 (11.1)
	組織的	規程・マニュアルの整備・見直し	97 (10.9)	106 (10.5)
	安全管	職員の教育研修	186 (20.9)	233 (23.0)
	理措置	職員の指導監督	433 (48.7)	576 (57. 0)
		委託先の指導監督	384 (43. 2)	360 (35.6)
内訳	物理的	誤送付・誤送信防止措置	20 (2.2)	31 (3.1)
	安全管	紛失・誤廃棄防止措置	55 (6. 2)	64 (6. 3)
	理措置	盗難防止措置	2 (0.2)	2 (0.2)
	技術的	暗号化措置	5 (0.6)	1 (0.1)
	安全管	アクセス制御措置	4 (0.4)	2 (0. 2)
	理措置	誤送付・誤送信防止のためのシステムの 改修措置	1 (0.1)	3 (0.3)

- (注) 1. 1件の事案において複数の項目に該当するものがあるため、各項目の件数の計は、再発防止策を講じた事案の件数とは一致しない。
 - 2.「管理体制の整備」は、個人情報保護担当者の指定等、体制に係るものをいう。
 - 3. 「規程・マニュアルの整備・見直し」は、個人情報の取扱いの方法などを定めたマニュアル等の見直しを行ったものをいう。
 - 4. 「職員の教育研修」は、事案の発生に対応した臨時の研修を実施したり、通常の教育研修について 発生した事案の再発防止を取り入れたものに内容を見直して実施したものをいう。
 - 5. 「職員の指導監督」は、指導通知の発出、個人情報の庁舎外への持ち出しの際の手続遵守の徹底指導などをいう。
 - 6.「委託先の指導監督」は、委託先における安全確保措置の履行状況の確認、指導などをいう。
 - 7.「誤送付・誤送信防止措置」は、業務に応じた使用FAXの設定などをいう。
 - 8.「紛失・誤廃棄防止措置」は、専用の保管場所の設定などをいう。
 - 9.「盗難防止措置」は、監視カメラの設置、執務室等への鍵の設置などをいう。
 - 10. 「暗号化措置」は、ソフトの導入等によりデータの暗号化等を図る措置をいう。
 - 11.「アクセス制御措置」は、パスワード等(パスワード、ICカードなど)の設定により、アクセス制御を図る措置をいう。
 - 12. 「誤送付・誤送信防止のためのシステムの改修措置」は、メール送信システムの改修などをいう。

(6) 関係者の処分等

平成 25 年度における漏えい等事案に係る関係者の処分等は、表 18 のとおり、95 件 (漏えい等事案全体の 10.1%) となっている。

その内訳としては、懲戒処分以外の措置が87件と多く、懲戒処分については7件となっている。

表 18 関係者の処分等

(単位:件、%)

	漏えい等						
年度			刑事告発	うち保護 法の罰則 要件に該 当	懲戒 処分	懲戒処 分以外 の措置	(参考) 関係者の処分 等実施機関数
平成 25 年度	944 (100)	95 (10. 1)	1 (0.1)	0 (0)	7 (0. 7)	87 (9. 2)	12機関(漏えい 等事案のある機 関は19)
(参考) 平成 24 年度	1, 067 (100)	148 (13. 9)	1 (0. 1)	0 (0)	9 (0.8)	138 (12. 9)	10機関(漏えい 等事案のある機 関は17)

- (注)1 1件の事案において複数の処分等に該当するものがあるため、各処分等の件数の計と関係者の処分等の件数とは一致しない。
 - 2 一部府省の一部事案の詳細が不明で分類できないため、「漏えい等事案の件数」と「関係者の処分等」の各項目の合計は一致しない。

(7)漏えい等事案に対する損害賠償請求訴訟

平成25年度においては、漏えい等事案に対する損害賠償(国家賠償)請求訴訟は提訴されていない。

4 監査・点検、教育研修の状況

総務省では、各機関における個人情報の適切な管理を図るため、「個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」(以下「指針」という。)を策定し、各機関では、この指針を参考に、個人情報の適切な管理のための規程(個人情報保護管理規程)を定め、監査・点検、教育研修等、個人情報の適切な管理のための措置を行っている。

(1) 監査の状況

指針では、監査責任者(内部監査等を担当する部局の長等)は、保有個人情報の管理の状況 について、定期に又は随時に監査を行うことを求めている。

平成 25 年度に監査を実施したのは、表 19 のとおり、41 機関(対象機関の 95.3%)となっており、監査実施率は前年度(93.2%)から微増している。

これらの監査について、要措置事項の有無をみると、措置を要する事項があると指摘されたものは18機関、措置を要する事項がないと指摘されたものは23機関となっている。

(単位:機関数、%) 要措置事 未措置事項がある場合 要措置 年 度 総数 項のある 事案な 全部措置 監查直後 対応 対応予 機関 済み 予定 のため方 定あり 針未定 なし 41 18 13 23 4 0 平成25年度 (100)(43.9)(9.8)(0)(31.7)(2.4)(56.1)0 41 16 11 4 1 25 (参考)平成24年度

表 19 監査における評価及び見直し事項への対応状況

- (100) (39.0) (26.8) (9.8) (0) (注) 1. 各行政機関における主たる監査担当部局の名称は、資料2-3①を参照。
 - 2. 監査を実施していない理由は、資料2-3②を参照。

(2) 点検の状況

指針では、監査とともに、各機関の保護管理者(保有個人情報を取り扱う課室、地方支分部局等の長等)が、自ら管理責任を有する保有個人情報の取扱いの状況について、定期に又は随時に点検を行うことを求めている。

平成25年度に点検を行った保護管理者は、表20のとおり、保護管理者26,129人のうち、25,680人(98.3%)となっている。

表 20 点検を行った保護管理者数

(単位:人、%)

(2.4)

(61.0)

	保護管理者数	
年度		うち点検を実施した保 護管理者の数
平成 25 年度	26, 129	25, 680 (98. 3)
(参考)平成 24 年度	27, 251	26, 927 (98. 8)

(3) 職員に対する教育研修の状況

平成 25 年度に対象機関において実施された教育研修の回数は、表 21 のとおり、23,785 回となっている。

その内訳をみると、総括保護管理者が実施した教育研修は 116 回、特定部局又は地方支分部局等単位で実施した教育研修は 23,182 回、他の行政機関等が主催する研修に参加させた回数が 487 回となっている。

表 21 教育研修の実施状況

(単位:回、%)

	教育研修の	回数		
		総括保護管理者が	特定部局又は地方	他の行政機関等が
年 度		実施した教育研修	支分部局等単位で	主催する研修のう
		の回数	実施した教育研修	ち、職員に受講させ
			の回数	たものの回数
平成 25 年度	23, 785	116	23, 182	487
平成 25 平 及	(100)	(17. 4)	(97. 5)	(2.0)
(参考)平成24年度	24, 162	668	23, 025	469
(参与)干风24 干及	(100)	(2.8)	(95. 3)	(1.9)

各指標の経年推移

※ 各表の番号、標題及び様式は本文に対応。

表1 個人情報ファイルの状況

(単位:ファイル)

			(単位:ファイ					
左帝	豆 八	総数			訳)			
年 度	区分	小心 安 久	1万人未満	1 万人以上 10 万人未満	10 万人以上 100 万人未満	100 万人以上		
平成25年度	計	67, 968	39, 267	21, 460	7, 037	204		
	р। 	(100)	(57.8)	(31.6)	(10.4)	(0.3)		
	帝然和 亚	58, 459	31, 261	20, 112	6, 885	201		
	電算処理	(86.0)						
	~\/P~	9, 509	8,006	1, 348	152	3		
	マニュアル処理	(14.0)						
平成24年度	· 計	60, 754	33, 665	20, 234	6, 683	172		
	Б I	(100)	(55. 4)	(33. 3)	(11.0)	(0.3)		
	電算処理	51, 192 (84. 3)	25, 682	18, 825	6, 516	169		
	マニュアル処理	9, 562 (15. 7)	7, 983	1, 409	167	3		
平成23年度	計	60, 482	35, 288	18, 767	6, 262	165		
	н і	(100)	(58. 3)	(31. 0)	(7.4)	(0.3)		
	電算処理	50, 832 (84. 0)	27, 236	17, 331	6, 103	162		
	マニュアル処理	9, 650 (16. 0)	8, 052	1, 436	159	3		
平成22年度	計	85, 882	59, 177	18, 706	7, 841	158		
	計 	(100)	(68. 9)	(21.8)	(9.1)	(0.2)		
	電算処理	76, 195 (88. 7)	51, 121	17, 340	7, 588	146		
	マニュアル処理	9, 687 (11. 3)	8, 056	1, 366	253	12		
平成21年度	計	87, 379	60, 744	19, 795	6, 669	171		
	н і	(100)	(69. 5)	(22.7)	(7.6)	(0.2)		
	電算処理	77, 327 (88. 5)	52, 320	18, 387	6, 463	157		
	マニュアル処理	10, 052 (11. 5)	8, 424	1, 408	206	14		
平成20年度	計	83, 268	59, 503	16, 984	6, 652	129		
	H 1	(100)	(71. 5)	(20.4)	(8.0)	(0.2)		
	電算処理	73, 235 (88. 0)	51,073	15, 604	6, 443	115		
	マニュアル処理	10, 033 (12. 0)	8, 430	1, 380	209	14		
平成19年度	計	83, 485 (100)	60, 877 (72. 9)	15, 954 (19. 1)	6, 548 (7. 9)	106 (0. 1)		
	電算処理	73, 520 (87. 8)	52, 580	14, 387	6, 455	98		
	マニュアル処理	9, 947 (12. 2)	8, 297	1, 567	93	8		

				(内訳)				
年度		区分	総数	1万人未満	1万人以上 10万人未満	10 万人以上 100 万人未満	100 万人以上	
平成18年度		計	81, 222 (100)	59, 067 (72. 7)	16, 616 (20. 5)	5, 427 (6. 7)	112 (0. 1)	
		電算処理	71, 275 (87. 8)	50, 899	14, 933	5, 341	102	
			9, 947 (12. 2)	8, 168	1, 683	86	10	
平成17年度	計		80, 624 (100)	59, 207 (73. 4)	16, 360 (20. 3)	4, 963 (6. 2)	94 (0. 1)	
		電算処理	70, 672 (87. 7)	51, 007	14, 812	4, 769	84	
		マニュアル処理	9, 952 (12. 3)	8, 200	1, 548	194	10	

表 2 個人情報ファイルの業務委託等の状況

(単位:ファイル、%)

			[\\\\ →1 · → = + 1	ista I de Bit		ファイル、%
		業務委託	業務委託等		内訳(複数認	(当あり)
年 度	区分	等を実施	₩ 26. 1. 1.		別の内訳	派遣
	- A	したもの	業務委託	民間 事業者等	その他	労働者
平成 25 年度	計	49, 836	49, 823	49, 789	34	61
	<u> </u>	(100)	(99. 9)	(99.9)	(0.1)	(0.1)
	電算処理	49, 639 (99. 6)	49, 659	49, 626	33	28
	マニュアル処理	197 (0. 4)	164	163	1	33
平成 24 年度	計	45, 771 (100)	45, 713 (99. 9)	45, 681 (99. 8)	47 (0. 1)	61 (0. 1)
	電算処理	45, 614 (99. 7)	45, 586	45, 555	46	31
	マニュアル処理	157 (0. 3)	127	126	1	30
平成 23 年度	計 	66, 467 (100)	66, 401 (99. 9)	66, 367 (99. 8)	36 (0. 0)	70 (0. 1)
	電算処理	66, 293 (99. 7)	66, 249	66, 216	35	48
	マニュアル処理	174 (0. 3)	152	151	1	22
平成 22 年度	計 	66, 633 (100)	66, 478 (99. 8)	66, 447 (99. 7)	34 (0. 0)	160 (0. 2)
	電算処理	66, 341 (99. 6)	66, 318	66, 287	33	29
	マニュアル処理	292 (0. 4)	160	160	1	131
平成 21 年度	計·	67, 716 (100)	67, 531 (99. 7)	67, 501 (99. 7)	2 (0.0)	30 (0. 0)
	電算処理	67, 434 (99. 6)	67, 394	67, 365	2	30
	マニュアル処理	282 (0. 4)	137	136	0	0
平成 20 年度	計 	67, 364 (100)	67, 274 (99. 9)	67, 270 (99. 9)	7 (0. 0)	155 (0. 2)
	電算処理	67, 103 (99. 6)	67, 156	67, 152	7	12
	マニュアル処理	261 (0. 4)	118	118	0	143
平成 19 年度	計 	67, 511 (100)	67, 306 (99. 6)	67, 305 (99. 7)	1 (0. 0)	206 (0. 3)
	電算処理	67, 248 (99. 6)	67, 186	67, 185	1	63
	マニュアル処理	263 (0.4)	120	120	0	143
平成 18 年度	計 	65, 613 (100)	65, 389 (99. 7)	65, 388 (99. 7)	1 (0. 0)	227 (0. 3)
	電算処理	65, 380 (99. 7)	65, 278	65, 277	1	105
	マニュアル処理	233 (0. 3)	111	111	0	122

		業務委託	業務委託等の内容別の内訳(複数該当				
年度	区分	条例安記	委託先	委託先別の内訳			
一		したもの	業務委託	民間 事業者等	その他	派遣 労働者	
平成 17 年度	計	66, 040 (100)	65, 285 (99. 7)	65, 813 (99. 7)	12 (0. 0)	218 (0. 3)	
	電算処理	65, 819 (99. 7)	65, 713	65, 701	12	109	
	マニュアル処理	221 (0. 3)	112	112	0	109	

表3 個人情報ファイルの利用目的以外の利用・提供の状況

(単位:ファイル)

年 度	法令に基づく場合	社会公共の利益になる場合や 本人の同意がある場合
平成 25 年度	2, 782	285
平成 24 年度	2, 722	233
平成 23 年度	3, 407	479
平成 22 年度	3, 009	482
平成 21 年度	2, 852	343
平成 20 年度	2, 733	129
平成 19 年度	2, 161	656
平成 18 年度	2, 131	638
平成 17 年度	2, 218	650

表 4-1 処理の状況(開示請求)

		処理すべ	べき事案		事案の処理状況			
年度	新規受付 件数	前年度からの持越件数	他機関か ら移送を 受けた件 数	計	事案の処 理を終了 した件数	取り下げ られた件 数	他機関に 全部を移 送した件 数	次年度に 処理を持 ち越した 件数
平成 25 年度	116, 253	4, 303	28	120, 584 (100)	117, 546 (97. 5)	687 (0. 6)	22 (0. 0)	2, 329 (1. 9)
平成 24 年度	109, 210	1,839	30	111, 079 (100)	106, 136 (95. 6)	628 (0. 6)	13 (0.0)	4, 302 (3. 9)
平成 23 年度	76, 154	1, 513	34	77, 701 (100)	75, 446 (97. 1)	399 (0.5)	17 (0.0)	1, 839 (2. 4)
平成 22 年度	70, 751	1,632	20	72, 403 (100)	70, 492 (97. 4)	394 (0. 5)	7 (0.0)	1, 510 (2. 1)
平成 21 年度	74, 328	1, 485	12	75, 825 (100)	73, 850 (97. 4)	325 (0. 4)	11 (0.0)	1, 636 (2. 2)
平成 20 年度	72, 268	1, 152	26	73, 446 (100)	71, 679 (97. 6)	274 (0. 4)	36 (0.0)	1, 457 (2. 0)
平成 19 年度	74, 752	743	11	75, 506 (100)	74, 077 (98. 1)	262 (0. 3)	15 (0.0)	1, 152 (1. 5)
平成 18 年度	74, 817	552	10	75, 379 (100)	74, 419 (98. 7)	203 (0. 3)	14 (0.0)	743 (0. 9)
平成 17 年度	64, 418	_	8	64, 626 (100)	63, 899 (98. 9)	168 (0.3)	6 (0.0)	553 (0. 9)

表 4-2 処理の状況(訂正請求)

		処理する	べき事案			事案の気	心理状況	
年度	新規受付 件数	前年度か らの持越 件数	他機関か ら移送を 受けた件 数	計	事案の処 理を終了 した件数	取り下げ られた件 数	他機関に 全部を移 送した件 数	次年度に 処理を持 ち越した 件数
平成 25 年度	21	2	5	28 (100)	26 (92. 9)	0 (0)	0 (0)	2 (7. 7)
平成 24 年度	12	1	4	17 (100)	12 (70. 6)	1 (5. 9)	2 (11. 8)	2 (11. 8)
平成 23 年度	16	2	0	18 (100)	15 (83. 3)	1 (5. 6)	0 (0)	2 (11. 1)
平成 22 年度	28	3	0	31 (100)	26 (83. 9)	2 (6. 5)	0 (0)	3 (9.7)
平成 21 年度	26	3	0	29 (100)	26 (89. 7)	0 (0)	0 (0)	3 (10. 3)
平成 20 年度	39	0	0	39 (100)	36 (92. 3)	0 (0)	0 (0)	3 (7.7)
平成 19 年度	22	0	2	24 (100)	22 (91. 7)	0 (0)	2 (8. 3)	0 (0)
平成 18 年度	4	1	0	5 (100)	5 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
平成 17 年度	7	_	0	7 (100)	6 (85. 7)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

表 4-3 処理の状況(利用停止請求)

		処理すべき事案		事案の処理状況				
年 度	新規受付件数	前年度からの持越件数	計	事案の処理を 終了した件数	取り下げられ た件数	次年度に処理 を持ち越した 件数		
平成 25 年度	6	0	6 (100)	5 (83. 3)	0 (0)	1 (16. 7)		
平成 24 年度	0	0	0	0	0	0		
平成 23 年度	2	1	3 (100)	3 (100)	0 (0)	0 (0)		
平成 22 年度	5	0	5 (100)	4 (80. 0)	0 (0)	1 (20. 0)		
平成 21 年度	2	0	2 (100)	2 (100)	0 (0)	0 (0)		
平成 20 年度	8	1	9 (100)	8 (88. 9)	1 (11. 1)	0 (0)		
平成 19 年度	5	0	5 (100)	4 (80. 0)	0 (0)	1 (20. 0)		
平成 18 年度	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
平成 17 年度	5	_	5 (100)	3 (60. 0)	2 (40. 0)	0 (0)		

表 4-4 訂正請求及び利用停止請求の請求内容の区分別の状況

(単位:件)

		訂 正	請求			利用停	止請求	
年度		訳 り)		区分別の内訳 (複数該当あり)				
	件数	訂正	追加	削除	件数	利用の 停止	消去	提供の 停止
平成 25 年度	21	17	2	3	6	4	5	3
平成 24 年度	12	11	1	0	0	0	0	0
平成 23 年度	16	15	1	2	2	0	2	0
平成 22 年度	28	28	2	2	5	4	1	2
平成 21 年度	26	25	0	1	2	1	1	0
平成 20 年度	39	37	2	2	9	3	5	2
平成 19 年度	22	21	0	2	5	4	4	2
平成 18 年度	4	4	0	0	0	0	0	0
平成 17 年度	7	6	0	2	5	3	0	2

表 5-1 処分の状況(開示決定等)

			開示決定			(全部又は
年度	件数		全部	一部	不開示 決 定	一部を開示 したものの うち裁量的 開示)
平成 25 年度	119, 417 (100)	115, 558 (96. 8)	58, 496 (49. 0)	57, 062 (47. 8)	3, 859 (3. 2)	0 (0)
平成 24 年度	106, 916 (100)	104, 691 (97. 9)	45, 315 (42. 4)	59, 376 (55. 5)	2, 225 (2. 1)	0 (0)
平成 23 年度	75, 806 (100)	74, 355 (98. 1)	17, 565 (23. 2)	56, 790 (74. 9)	1, 451 (1. 9)	0 (0)
平成 22 年度	70, 732 (100)	69, 278 (97. 9)	15, 883 (22. 5)	53, 395 (75. 5)	1, 454 (2. 1)	0 (0)
平成 21 年度	73, 505 (100)	72, 242 (98. 3)	16, 219 (22. 1)	56, 023 (76. 2)	1, 263 (1. 7)	1 (0.0)
平成 20 年度	71, 642 (100)	70, 223 (98. 0)	15, 076 (21. 0)	55, 147 (77. 0)	1, 419 (2. 0)	0 (0)
平成 19 年度	74, 097 (100)	72, 739 (98. 2)	13, 580 (18. 3)	59, 159 (79. 8)	1, 358 (1. 8)	0 (0)
平成 18 年度	74, 434 (100)	73, 475 (98. 7)	13, 059 (17. 5)	60, 416 (81. 2)	959 (1. 3)	0 (0)
平成 17 年度	63, 896 (100)	63, 258 (99. 0)	12, 009 (19. 0)	51, 249 (81. 0)	638 (1. 0)	0 (0)

表 5-2 処分の状況(訂正決定等)

			訂正決定		
年度	件数		全部	一部	不訂正決定
平成 25 年度	26	4	1	3	22
	(100)	(15. 4)	(3. 8)	(11. 5)	(84. 6)
平成 24 年度	12	5	5	0	7
	(100)	(41. 7)	(41. 7)	(0)	(58. 3)
平成 23 年度	15 (100)	3 (20. 0)	3 (20. 0)	0 (0)	12 (80. 0)
平成 22 年度	26	7	3	4	19
	(100)	(26. 9)	(11. 5)	(15. 4)	(73. 1)
平成 21 年度	26	3	2	1	23
	(100)	(11. 5)	(7. 7)	(3. 8)	(88. 5)
平成 20 年度	36	5	3	2	31
	(100)	(13. 9)	(8. 3)	(5. 6)	(86. 1)
平成 19 年度	22	1	1	0	21
	(100)	(4. 5)	(4. 5)	(0)	(95. 5)
平成 18 年度	5 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (100)
平成 17 年度	6	1	0	1	5
	(100)	(16. 7)	(0)	(16. 7)	(83. 3)

表 5-3 処分の状況(利用停止決定等)

年度	/ }+ * }-		利用停止決定		不利用停止
年 度	件数		全部	一部	決定
平成 25 年度	5 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (100)
平成 24 年度	0	0	0	0	0
平成 23 年度	3 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (100)
平成 22 年度	4 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (100)
平成 21 年度	2 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (100)
平成 20 年度	8 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	8 (100)
平成 19 年度	4 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
平成 18 年度	0	0	0	0	0
平成 17 年度	3 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (100)

表 6-1 期限の延長、遵守の状況 (開示決定等)

								(,,,,,
		30 日以内又は期限までに			延長手続を取らな かった事案のうち		を採った ち延長し	期限の特 した事案	例を適用 のうち通
				30 日以内(2	た期限までに		知した期限までに	
年 度	総数	決定され たもの	決定され なかった	決定され たもの	決定さ れなか	決定さ れたも	決定さ れなか	決定さ れたも	決定さ れなか
			もの		ったも	の	ったも	の	ったも
		(135)	(246)	(<u>1</u>)	\mathcal{O}		0)		の
		の合計)	の合計		(2)	(3)	(4)	(⑤)	(6)
平成 25 年度	119, 417	119, 401	16	117, 743	16	1,646	0	12	0
平成 25 平度	(100)	(99.9)	(0.0)	(98.6)	(0.0)	(1.4)	(0)	(0.0)	(0)
平成 24 年度	106, 916	104, 631	2, 285	103, 446	2, 271	1, 158	14	7	0
平成 24 年度	(100)	(97.9)	(2.1)	(96.8)	(2.1)	(1.1)	(0.0)	(0.0)	(0)
平成 23 年度	75, 806	75, 803	3	75, 089	3	706	0	8	0
平成 23 年度	(100)	(100)	(0.0)	(99.1)	(0.0)	(0.9)	(0)	(0.0)	(0)
平成 22 年度	70, 732	70, 729	3	69, 934	3	789	0	6	0
十成 22 千度	(100)	(100)	(0.0)	(98.9)	(0.0)	(1.1)	(0)	(0.0)	(0)
平成 21 年度	73, 505	73, 497	8	73, 081	7	415	1	1	0
十成 21 千度	(100)	(100)	(0.0)	(99.4)	(0.0)	(0.6)	(0.0)	(0.0)	(0)
平成 20 年度	71,642	71, 585	57	71, 225	53	353	4	7	0
平成 20 平度	(100)	(99.9)	(0.1)	(99.4)	(0.1)	(0.5)	(0.0)	(0.0)	(0)
平成 19 年度	74, 097	74, 005	92	73, 623	79	376	2	6	11
平成 19 平度	(100)	(99.9)	(0.1)	(99.4)	(0.1)	(0.5)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
平成 18 年度	74, 434	74, 378	56	74, 136	51	241	5	1	0
十八 10 千尺	(100)	(99.9)	(0.0)	(99.6)	(0.0)	(0.3)	(0.0)	(0.0)	(0)
平成 17 年度	63, 896	63, 825	71	63, 642	70	166	1	17	0
十八 17 年度	(100)	(99.9)	(0.1)	(99.6)	(0.1)	(0.2)	(0.0)	(0.0)	(0)

表 6-2 期限の延長、遵守の状況(訂正決定等)

								\ 1 1-4 ·	TT 707	
		30日以内又は期限までに		かった事	延長手続を取らな かった事案のうち 30 日以内に		延長手続を採った 事案のうち延長し た期限までに		期限の特例を適用 した事案のうち通 知した期限までに	
年 度	総数	決定されたも	決定され なかった	決定さ れたも	決定されなか	決定されたも	決定されなか	決定されたも	決定さ れなか	
		の	もの	の	ったも	の	ったも	の	ったも	
		(1)35	(246)		0		0		0	
		の合計)	の合計	(①)	(2)	(3)	(4)	(⑤)	(6)	
平成 25 年度	26	26	0	18	0	7	0	1	0	
十八 20 千茂	(100)	(100)	(0)	(69. 2)	(0)	(26. 9)	(0)	(3.8)	(0)	
平成 24 年度	12	12	0	5	0	7	0	0	0	
十八八 24 十/文	(100)	(100)	(0)	(41.7)	(0)	(58.3)	(0)	(0)	(0)	
平成 23 年度	15	15	0	11	0	4	0	0	0	
十八 40 千戊	(100)	(100)	(0)	(73.3)	(0)	(26.7)	(0)	(0)	(0)	
平成 22 年度	26	26	0	22	0	4	0	0	0	
一次 亿 宁汉	(100)	(100)	(0)	(84. 6)	(0)	(15. 4)	(0)	(0)	(0)	
平成 21 年度	26	26	0	13	0	12	0	1	0	
一下从 41 干汉	(100)	(100)	(0)	(50.0)	(0)	(46. 2)	(0)	(3.8)	(0)	
平成 20 年度	36	36	0	33	0	2	0	1	0	
	(100)	(100)	(0)	(91. 7)	(0)	(5. 6)	(0)	(2.8)	(0)	
平成 19 年度	22	22	0	15	0	5	0	2	0	
1 // 20 1 /2	(100)	(100)	(0)	(68. 2)	(0)	(22. 7)	(0)	(9. 1)	(0)	
平成 18 年度	5	5	0	3	0	1	0	1	0	
177120 170	(100)	(100)	(0)	(60. 0)	(0)	(20.0)	(0)	(20.0)	(0)	
平成 17 年度	6	6	0	5	0	1	0	0	0	
1//12: 1/2	(100)	(100)	(0)	(83.3)	(0)	(16.7)	(0)	(0)	(0)	

表 6-3 期限の延長、遵守の状況(利用停止決定等)

								(7-12	一个、 /0/	
		30日以内又は期限までに		かった事	延長手続を取らな かった事案のうち 30 日以内に		延長手続を採った 事案のうち延長し た期限までに		期限の特例を適用 した事案のうち通 知した期限までに	
年度	総数	決定さ れたも の (①③⑤ の合計)	決定され なかった もの (246 の合計	決定さ れたも の (①)	決定さ れなか ったも の (②)	決定さ れたも の (③)	決定さ れなか ったも の (④)	決定さ れたも の (⑤)	決定さ れなか ったも の (⑥)	
平成 25 年度	5 (100)	5 (100)	0 (0)	5 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
平成 24 年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
平成 23 年度	3 (100)	3 (100)	0 (0)	2 (66. 7)	0 (0)	1 (33. 3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
平成 22 年度	4 (100)	4 (100)	0 (0)	4 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
平成 21 年度	2 (100)	2 (50. 0)	0 (0)	1 (50. 0)	0 (0)	1 (50. 0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
平成 20 年度	8 (100)	8 (100)	0 (0)	8 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
平成 19 年度	4 (100)	4 (100)	0 (0)	2 (50. 0)	0 (0)	2 (50. 0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
平成 18 年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
平成 17 年度	3 (100)	3 (100)	0 (0)	3 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	

表 7-1 全部又は一部を不開示とした理由(開示決定等)

	全部又は一部		理由の内訳(裕	复数該当あり)	(1 1 7 7 7
年度	を不開示とし た事案の件数	不開示情報に 該当	保有個人情報 不存在	存否応答 拒否	その他
平成 25 年度	60, 921	58, 012	3, 031	36	874
	(100)	(95. 2)	(5. 0)	(0. 1)	(1. 4)
平成 24 年度	61, 601	59, 790	1, 775	42	507
	(100)	(97. 1)	(2. 9)	(0. 1)	(0. 8)
平成 23 年度	58, 241	56, 980	1, 092	21	390
	(100)	(97. 8)	(1. 9)	(0. 0)	(0. 7)
平成 22 年度	54, 849	53, 575	1, 088	23	331
	(100)	(97. 7)	(2. 0)	(0. 0)	(0. 6)
平成 21 年度	57, 286	56, 148	1, 132	31	93
	(100)	(98. 0)	(2. 0)	(0. 1)	(0. 2)
平成 20 年度	56, 566	55, 228	988	17	388
	(100)	(97. 6)	(1. 7)	(0. 0)	(0. 7)
平成 19 年度	60, 517	59, 176	911	40	421
	(100)	(97. 8)	(1. 5)	(0. 0)	(0. 7)
平成 18 年度	61, 375	60, 457	784	17	130
	(100)	(98. 5)	(1. 3)	(0.0)	(0. 2)
平成 17 年度	51, 887	51, 308	612	14	17
	(100)	(98. 9)	(1. 2)	(0.0)	(0. 0)

表 7-2 全部又は一部を不訂正とした理由(訂正決定等)

			理由の内訳(神	复数該当あり)	(平匹・川、 /0)
年度	全部又は一部を不訂正とした事案の件数	行政機関の長の 判断によるもの	保有個人情報不存在	他の法令で特別 の手続が定めら れていることに よるもの	その他
平成 25 年度	25 (100)	22 (88. 0)	0 (0)	0 (0)	3 (12. 0)
平成 24 年度	7 (100)	5 (71. 4)	0 (0)	0 (0)	2 (28. 6)
平成 23 年度	12 (100)	12 (100)	1 (8. 3)	0 (0)	0 (0)
平成 22 年度	23 (100)	20 (86. 9)	1 (4. 3)	0 (0)	4 (17. 4)
平成 21 年度	24 (100)	23 (95. 8)	0 (0)	0 (0)	1 (4. 2)
平成 20 年度	33 (100)	25 (75. 8)	2 (6. 1)	1 (3. 0)	7 (21. 2)
平成 19 年度	21 (100)	21 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
平成 18 年度	5 (100)	4 (80. 0)	0 (0)	1 (20. 0)	0 (0)
平成 17 年度	6 (100)	6 (100)	0 (0)	0 (0)	1 (16. 7)

表 7-3 全部又は一部を不利用停止とした理由(利用停止決定等)

	全部又は一部		理由の内訳(袖	复数該当あり)	
年度	を不利用停止とした事案の件数	行政機関の長の 判断によるもの	保有個人情報不存在	他の法令で特別 の手続が定めら れていることに よるもの	その他
平成 25 年度	5 (100)	5 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
平成 24 年度	0	0	0	0	0
平成 23 年度	3 (100)	3 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
平成 22 年度	4 (100)	4 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
平成 21 年度	2 (100)	2 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
平成 20 年度	8 (100)	7 (87. 5)	0 (0)	1 (12. 5)	0 (0)
平成 19 年度	4 (100)	3 (75. 0)	0 (0)	1 (25. 0)	1 (25. 0)
平成 18 年度	0	0	0	0	0
平成 17 年度	3 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (100)

表8-1 不服申立ての件数

(単位:件)

			不服申立ての件数	(単位:作 <u>)</u> 数
区分	年 度		審査請求	異議申立て
開示請求	平成 25 年度	165	120	45
	平成 24 年度	187	160	27
	平成 23 年度	206	151	55
	平成 22 年度	184	126	58
	平成 21 年度	138	120	18
	平成 20 年度	411	212	199
	平成 19 年度	371	174	197
	平成 18 年度	153	119	34
	平成 17 年度	79	62	17
訂正請求	平成 25 年度	11	5	6
	平成 24 年度	5	4	1
	平成 23 年度	7	4	3
	平成 22 年度	14	10	4
	平成 21 年度	12	11	1
	平成 20 年度	22	20	2
	平成 19 年度	5	5	0
	平成 18 年度	2	1	1
	平成 17 年度	1	1	0
利用停止請求	平成 25 年度	0	0	0
	平成 24 年度	0	0	0
	平成 23 年度	3	1	2
	平成 22 年度	0	0	0
	平成 21 年度	2	2	0
	平成 20 年度	6	6	0
	平成 19 年度	1	1	0
	平成 18 年度	0	0	0
	平成 17 年度	1	1	0

表 9-1 不服申立て事案の処理状況

								立:件、%)
		処理す	裁決・決定	取り下	処理中の	tu =m -b Al -o	(内訳)	学士 人 ~ #*
区分	年 度	べき件	等により処 理を終了し	げられ	件数(次 年度に持	処理方針の	審査会に 諮問中	審査会の答申後裁決・決
		数	た件数	た件数	世段に行 越し)	検討中、諮問 の準備中等	的问中	アを救伏・伏
開示	→ 15 to 1.	342	138	16	188	52	117	19
請求	平成 25 年度	(100)	(40.4)	(4.7)	(55.0)	(15. 2)	(34.2)	(5. 6)
1月 71		398	219	4	175	50	99	26
	平成 24 年度	(100)	(55.0)	(1.0)	(44.0)	(12.6)	(24.9)	(6.5)
		446	223	10	213	34	164	15
	平成23年度	(100)	(50.0)	(2.2)	(47.8)	(7.6)	(36. 8)	(3.4)
	→ 15 t t t	428	175	11	242	66	162	14
	平成 22 年度	(100)	(40.9)	(2.6)	(56.5)	(15. 4)	(37. 9)	(3. 3)
	- b	370	119	10	241	96	138	7
	平成 21 年度	(100)	(32. 2)	(2.7)	(65.1)	(25. 9)	(37. 3)	(1.9)
		730	478	22	230	123	90	17
	平成 20 年度	(100)	(65.5)	(3.0)	(31.5)	(16. 8)	(12. 3)	(2.3)
	b	519	191	19	309	175	93	41
	平成 19 年度	(100)	(36. 8)	(3.7)	(59.5)	(33. 7)	(17. 9)	(7.9)
	- b	226	52	25	149	104	41	4
	平成 18 年度	(100)	(23. 0)	(11.1)	(65.9)	(46. 0)	(18. 1)	(1.8)
	- b - t - t	79	5	1	73	44	20	9
	平成 17 年度	(100)	(6.3)	(1.3)	(92.4)	(55. 7)	(25.3)	(11. 4)
訂正	7 5 5	19	8	1	10	2	8	0
請求	平成 25 年度	(100)	(42. 1)	(5. 3)	(52.6)	(10. 5)	(42. 1)	(0)
71. Hu	7 5 5 - 5	16	8	0	8	2	4	2
	平成 24 年度	(100)	(50.0)	(0)	(50.0)	(12.5)	(25.0)	(12. 5)
	T-4 00 F F	25	15	0	10	2	7	1
	平成 23 年度	(100)	(60.0)	(0)	(40.0)	(8.0)	(28.0)	(4.0)
	平子 00 午声	37	18	1	18	4	14	0
	平成 22 年度	(100)	(48.6)	(2.7)	(48.6)	(10.9)	(37.8)	(0)
	平成 21 年度	39	15	1	25	2	21	2
	十成 21 年度	(100)	(38.5)	(2.6)	(64.1)	(5. 1)	(53.8)	(5. 1)
	平成 20 年度	29	2	0	27	15	12	0
	平成 20 平度	(100)	(6.9)	(0)	(93.1)	(51.7)	(41.4)	(0)
	平成 19 年度	7	0	0	7	4	3	0
	十成 19 千度	(100)	(0)	(0)	(100)	(57. 1)	(42.9)	(0)
	平成 18 年度	3	1	0	2	2	0	0
	十八 10 千尺	(100)	(33. 3)	(0)	(66.6)	(66. 6)	(0)	(0)
	平成 17 年度	1	0	0	1	1	0	0
	1 /3% 11 1 /2	(100)	(0)	(0)	(100)	(100)	(0)	(0)
利用	平成 25 年度	0	0	0	0	0	0	0
停止		2	2	0	0	0	0	0
請求	平成 24 年度	(100)	(100)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
		4	2	0	2	1	1	0
	平成 23 年度	(100)	(50.0)	(0)	(50.0)	(25. 0)	(25.0)	(0)
	双子 00 左左	5	4	0	1	0	1	0
	平成 22 年度	(100)	(80.0)	(0)	(20.0)	(0)	(20.0)	(0)
	亚代 01 左座	9	4	0	5	2	2	1
	平成 21 年度	(100)	(44.4)	(0)	(55.6)	(22.2)	(22.2)	(11. 1)
	亚出 20 年度	7	0	0	7	1	6	0
	平成 20 年度	(100)	(0)	(0)	(100)	(14. 3)	(85.7)	(0)
					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			

区分	年度	処理す べき件 数	裁決・決定 等により処 理を終了し た件数	取り下 げられ た件数	処理中の 件数(次 年度に持 越し)	処理方針の 検討中、諮問 の準備中等	(内訳) 審査会に 諮問中	審査会の答 申後裁決・決 定の準備中
	平成 19 年度	1 (100)	0 (0)	0 (0)	1 (100)	1 (100)	0 (0)	0 (0)
	平成 18 年度	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	平成 17 年度	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

表 10-1, 2, 3 不服申立てを受けてから裁決・決定等をした日までに要した日数

		裁決・決定	不服申立てを	ご受けてから裁	決・決定等を	した日までに	要した日数
年 度	区分	等により処 理を終了し た件数	90 日以内	90 日超半年以内	半年超 9か月以内	9か月超 1年以内	1年超
	開示請求	133 (100)	5 (3. 8)	3 (2.3)	22 (16. 5)	40 (30. 1)	63 (47. 4)
平成25年度	訂正請求	7 (100)	0 (0)	0 (0)	(28. 6)	2 (28. 6)	3 (42. 9)
	 利用停止 請求	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	開示請求	219	26	6	15	61	111
平成24年度	訂正請求	(100) 8 (100)	(11. 9) 0 (0)	(2. 7) 0 (0)	(6. 8) 2 (25. 0)	(27. 9) 4 (50. 0)	(50. 7) 2 (25. 0)
	 利用停止 請求	(100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	(50. 0)	1 (50. 0)
	開示請求	223 (100)	28 (12. 6)	21 (9. 4)	20 (9. 0)	40 (17. 9)	114 (51. 1)
平成23年度	訂正請求	15 (100)	0 (0)	0 (0)	3 (20. 0)	2 (13. 3)	10 (66. 7)
	利用停止 請求	2 (100)	0 (0)	1 (50. 0)	0 (0)	0 (0)	1 (50. 0)
	開示請求	175 (100)	12 (6. 9)	8 (4.6)	13 (7. 4)	17 (9. 7)	125 (71. 4)
平成22年度	訂正請求	18 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	18 (100)
	利用停止 請求	(100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	(25. 0)	3 (75. 0)
平成21年度	開示請求	119 (100)	6 (5. 0)	17 (14. 3)	24 (20. 2)	18 (15. 1)	54 (45. 4)
	訂正請求	15 (100)	0 (0)	0 (0)	13 (86. 7)	0 (0) 17	(13. 3)
平成20年度	開示請求	478 (100) 2	160 (33. 5) 0	221 (46. 2) 0	30 (6. 3)	(3. 6)	50 (10. 5)
	訂正請求	(100) 191	(0) 28	(0) 100	(50. 0)	(0)	(50. 0) 25
平成19年度	開示請求	(100)	(14. 6)	(52. 4)	(10. 5) 13	(9.4)	(13. 1)
平成18年度	開示請求	(100)	(17. 3)	(38. 5)	(25. 0)	(11. 5)	(7.7)
	訂正請求	(100)	(0)	(100)	(0)	(0)	(0)
平成17年度	開示請求	(100)	(0)	(20. 0)	(80.0)	(0)	_

表 11 審査会における審査状況

i 										(単位:	件、%)
年度	区分	審査会	諮問 件数	前度ら持数	計	答申件数	妥あしの でとも	諮問庁の¥ 一部妥当 でないと したもの	断が 妥なしの	取り下 げられ た件数	次年度 に持ち 越した 件数
平成	開示 請求	内閣府	147	98	245	124 (100)	70 (56. 5)	45 (36. 3)	9 (7. 3)	8	113
25 年度	訂正請求	内閣府	11	4	15	6 (100)	5 (83. 3)	1 (16. 7)	0 (0)	0	9
		内閣府	144	140	284	183 (100)	103 (56. 3)	76 (41. 5)	4 (2. 2)	3	98
	開示 請求	会計 検査院	0	1	1	1 (100)	1 (100)	0 (0)	0 (0)	0	0
平成 24 年度		計	144	141	285	184 (100)	104 (56. 5)	76 (41. 3)	4 (2. 2)	3	98
1 22	訂正 請求	内閣府	5	9	14	10 (100)	10 (100)	0 (0)	0 (0)	0	4
	利用停止請求	内閣府	1	1	1	2 (100)	2 (100)	0 (0)	0 (0)	0	0
		内閣府	173	154	327	186 (100)	94 (50. 5)	77 (41. 4)	15 (8. 1)	1	140
	開示 請求	会計 検査院	2	0	2	1 (100)	1 (100)	0 (0)	0 (0)	0	1
平成 23 年度		計	175	154	329	187 (100)	95 (50. 8)	77 (41. 2)	15 (8. 0)	1	141
25 干皮	訂正 請求	内閣府	11	13	24	14 (100)	14 (100)	0 (0)	0 (0)	1	9
	利用停止請求	内閣府	2	1	3	2 (100)	2 (100)	0 (0)	0 (0)	0	1
	開示 請求	内閣府	178	123	301	146 (100)	76 (52. 1)	63 (43. 2)	7 (4. 8)	1	154
平成 22 年度	訂正 請求	内閣府	12	17	29	15 (100)	15 (100)	0 (0)	0 (0)	1	13
	利用 停止 請求	内閣府	2	2	4	2 (100)	2 (100)	0 (0)	0 (0)	1	1
	開示 請求	内閣府	134	82	216	92 (100)	59 (64. 1)	27 (29. 3)	6 (6. 5)	1	123
平成 21 年度	訂正 請求	内閣府	18	11	29	11 (100)	11 (100)	0 (0)	0 (0)	1	17
21 十/又	利用 停止 請求	内閣府	1	3	4	2 (100)	2 (100)	0 (0)	0 (0)	0	2

				前年				諮問庁の半			次年度
年度	区分	審査会	諮問 件数	度から越供数	計	答申 件数	妥あしの の とも	一部妥当 でないと したもの	妥なしの でとも の	取り下 げられ た件数	に持ち 越した 件数
		内閣府	275	58	333	232 (100)	196 (84. 5)	25 (10. 8)	11 (4. 7)	19	82
	開示 請求	会計 検査院	2	2	4	4 (100)	4 (100)	0 (0)	0 (0)	0	0
平成		計	277	60	337	236 (100)	200 (84. 7)	25 (10. 6)	11 (4. 7)	19	82
20 年度	訂正 請求	内閣府	11	3	14	3 (100)	3 (100)	0 (0)	0 (0)	0	11
	利用 停止 請求	内閣府	3	0	3	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	3
		内閣府	168	38	206	147 (100)	127 (86. 4)	18 (12. 2)	2 (1.4)	1	58
平成	開示 請求	会計 検査院	4	0	4	2 (100)	2 (100)	0 (0)	0 (0)	0	2
19 年度		計	172	38	210	149 (100)	129 (86. 6)	18 (12. 1)	2 (1.3)	1	60
	訂正請求	内閣府	3	0	3	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	3
平成	開示 請求	内閣府	67	24	91	49 (100)	37 (75. 5)	8 (16. 3)	4 (8. 2)	4	38
18 年度	訂正請求	内閣府	1	0	1	1 (100)	1 (100)	0 (0)	0 (0)	0	0
平成 17 年度	開示 請求	内閣府	32	_	32	7 (100)	4 (57. 1)	2 (28. 6)	1 (14. 3)	1	24

表 12 行政機関個人情報保護法に関する訴訟の状況

(単位:件)

	地	力裁	判所	·(第	一審	:)	高	等裁	判所	·(控	訴審	:)	最	高裁	判所	: (上	告審	:)
年度	新規提訴	前年度から継続	係属計	判決	取下げ	審理中(次年度へ持ち越し)	控訴	前年度から継続	係属計	判決	取下げ	審理中(次年度く持ち越し)	上告	前年度から継続	係属計	判決	取下げ	審理中(次年度く持ち越し)
平成25年度	9	5	14	5	2	7	3	4	7	7	0	0	4	0	4	1	1	2
平成24年度	19	10	29	24	0	5	15	10	25	21	0	4	12	2	14	14	0	0
平成23年度	24	5	29	20	1	8	10	2	12	4	0	8	3	0	3	1	0	2
平成22年度	8	6	14	8	1	5	3	3	6	4	0	2	2	0	2	2	0	0
平成21年度	8	7	15	9	0	6	4	0	4	1	0	3	0	1	1	1	0	0
平成20年度	7	2	9	1	0	7	0	1	1	1	0	0	1	1	2	1	0	1
平成19年度	7	2	9	5	1	3	2	0	2	0	2	1	1	1	2	1	0	1
平成18年度	4	3	1	1	1	2	1	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0
平成17年度	1	-	1	0	0	1	0	_	0	0	0	0	0	_	0	0	0	0

表 13 漏えい等事案の件数 (発生形態別)

					. H	\ . kk \-	₹ & [I].N//			(+14	:件、70)
						い等事第					
年度							形態	別			
度		誤送付・		誤交付	誤廃	紛失		ネット上に		盗難	その他
			うち		棄		うち		うちコンピュ		
			配送				配送		ータウイルスに		
			事故				事故		よるもの		
25年	944	564	384	51	32	220	9	9	1	4	33
度	(100)	(59.7)	(40.7)	(5.4)	(3.4)	(23.3)	(1.0)	(1.0)	(0.1)	(0.4)	(3.5)
24年	1,067	526	335	110	40	278	15	17	1	7	33
度	(100)	(49.3)	(31.4)	(10.3)	(3.7)	(26.1)	(1.4)	(1.6)	(0.1)	(0.7)	(3.5)
23年	723	414	317	50	17	217	5	6	2	2	33
度	(100)	(57.3)	(43.8)	(6.9)	(2.4)	(30.0)	(0.7)	(0.8)	(0.3)	(0.3)	(3.1)
22年	498	286	215	51	10	123	1	3	1	8	17
度	(100)	(57.4)	(43.2)	(10.2)	(2.0)	(24.7)	(0.2)	(0.6)	(0.2)	(1.6)	(3.4)
21年	321	142	1	51	7	94	12	5	4	5	17
度	(100)	(44.2)	(0.3)	(15.9)	(2.2)	(29.3)	(3.7)	(1.6)	(1.3)	(1.6)	(5.3)
20年	473	240	0	83	18	103	2	5	1	4	20
度	(100)	(50.7)	(0)	(17.5)	(3.8)	(21.8)	(0.4)	(1.1)	(0.2)	(0.8)	(4.2)
19年	531	329		68	9	81		14	9	14	16
度	(100)	(62.0)		(12.8)	(1.7)	(15.3)		(2.6)	(1.7)	(2.6)	(3.0)
18年	530	339		66	16	79		10	4	9	11
度	(100)	(64.0)		(12.4)	(3.0)	(14.9)		(1.9)	(0.8)	(1.7)	(2.1)
17年	320										
度	320							_	_		_

⁽注) 1 「配送事故」とは、配送を請け負った事業者による誤送付、紛失をいう。

² 平成18年度以降、発生形態別で調査。

³ 平成 24~25 年度については、一部府省における一部事案の詳細が不明で分類できないため、「漏えい等事案の件数」と「発生形態別」の各項目の合計は一致しない。

表 14 漏えい等事案の内容(個人情報の種類及び事案の規模)

								(半江,	十、/0/
				漏えい等事	事案の件数	女 (再掲)			
年 度		1	青報の種類	須			個人の数		
十 及		国民等及	国民等	職員	1 人~	6 人~	51 人~	101人~	1,001人
		び職員			5人	50 人	100 人	1,000人	
平成 25 年度	944	73	816	24	772	82	18	31	10
十成 25 千度	(100)	(7.7)	(86.4)	(2.5)	(81.8)	(8.7)	(1.9)	(3.3)	(1.1)
平成 24 年度	1,067	110	864	37	849	103	24	31	4
十八 24 十尺	(100)	(10.3)	(81.0)	(3.5)	(79.6)	(9.7)	(2.2)	(2.9)	(0.4)
平成 23 年度	723	56	648	19	612	76	13	17	5
十成 23 千度	(100)	(7.7)	(89.6)	(2.6)	(84.6)	(10.5)	(1.8)	(2.4)	(0.7)
平成 22 年度	498	20	465	13	413	48	11	19	7
十八 22 千皮	(100)	(4.0)	(93.4)	(2.6)	(82.9)	(9.6)	(2.2)	(3.8)	(1.4)
平成 21 年度	321	28	285	8	248	44	10	18	1
十八 21 千皮	(100)	(8.7)	(88.8)	(2.5)	(77.3)	(13.7)	(3.1)	(5.6)	(0.3)
平成 20 年度	473	43	420	10	368	62	8	22	13
十成 20 千度	(100)	(9.1)	(88.8)	(2.1)	(77.8)	(13.1)	(1.7)	(4.7)	(2.7)
平成 19 年度	531	29	481	21	372	98	16	37	8
一川 13 十度	(100)	(5.4)	(90.6)	(4.0)	(70.0)	(18.5)	(3.0)	(7.0)	(1.5)
平成 18 年度	530	20	502	8	411	67	7	36	9
十八 10 千尺	(100)	(3.8)	(94.7)	(1.5)	(77.6)	(12.6)	(1.3)	(6.8)	(1.7)

⁽注) 1 平成18年度以降、現在の項目で調査。

² 平成 24~25 年度については、一部府省における一部事案の詳細が不明で分類できないため、「漏えい等事案の件数」と「情報の種類」「個人の数」それぞれの各項目の合計は一致しない。

表 15 漏えい等事案の発生元

														\ I	14.	F、 /0/	
	漏	行							委								
	えい	行 政 機 関		人			場所		託生		人				場所		
年度	い等事案の件数(再掲)		職員	第二者	不明・その他	庁舎内	庁舎外	不明	委託先が管理	従事者	第三者	不明・その他	委託元庁舎内	委託元庁舎外	委託先事業者内	委託先事業者内	不明
25 年 度	944 (100)	526 (55. 7)	517 (54. 8)	2 (0.2)	7 (0.7)	465 (49. 3)	53 (5. 6)	8 (0.8)	387 (41. 0)	386 (40. 9)	1 (0.1)	0 (0)	5 (0.5)	376 (39. 8)	3 (0.3)	373 (39. 5)	6 (0.6)
24 年 度	1,067 (100)		638 (59. 8)	4 (0.4)	8 (0.7)	583 (54. 6)	54 (5. 1)	13 (1. 2)	361 (33. 8)	356 (33. 4)	2 (0.2)	3 (0.3)	11 (1.0)	347 (32. 5)	3 (0.3)	344 (32. 2)	3 (0.3)
23 年 度	723 (100)	393 (54. 4)	385 (53. 3)	0 (0)	8 (1. 1)	350 (48. 4)	33 (4. 6)	10 (1. 4)	300 (45. 6)	328 (45. 4)	1 (0.1)	1 (0.1)	5 (0.7)	238 (32. 9)	4 (0.6)	234 (32. 4)	87 (12. 0)
22 年 度	498 (100)	274 (55. 0)	263 (52. 8)	1 (0. 2)	10 (2. 0)	232 (46. 6)	37 (7. 4)	5 (1.0)	224 (45. 0)	220 (44. 2)	0 (0)	4 (0.8)	5 (1.0)	125 (25. 1)	1 (0.1)	124 (24. 9)	94 (18. 9)
21 年 度	321 (100)	298 (92. 8)	293 (91. 8)	1 (0.3)	4 (1. 2)	258 (80. 4)	35 (10. 9)	5 (1.6)	23 (7. 2)	22 (6. 9)	0 (0)	1 (0.3)	9 (2.8)	6 (1. 9)	1 (0.3)	5 (1. 6)	8 (2. 5)
20 年 度	473 (100)	458 (96. 8)	450 (95. 1)	3 (0.6)	5 (1. 1)	416 (87. 9)	37 (7. 8)	5 (1. 1)	15 (3. 2)	15 (3. 2)	0 (0)	0 (0)	12 (2.5)	3 (0.6)	1 (0.2)	2 (0.4)	0 (0)
19 年 度	531 (100)	482 (90. 8)	481 (90. 6)	1 (0. 2)	0 (0)	423 (79. 7)	54 (10. 2)	5 (0.9)	49 (9. 2)	47 (8. 9)	2 (0.3)	0 (0)	40 (7. 5)	9 (1. 7)	1 (0. 2)	8 (1. 5)	0 (0)
18 年 度	530 (100)		484 (91. 3)			447 (84. 4)	40 (7. 5)	4 (0.8)	39 (7. 4)	39 (7. 4)	0 (0)	0 (0)	34 (6. 4)	5 (0.9)	1 (0.1)	4 (0.8)	0 (0)

⁽注) 1 平成18年度以降、現在の項目で調査。

² 平成 24~25 年度については、一部府省における一部事案の詳細が不明で分類できないため、「漏えい等事案 の件数」と「行政機関が管理する件数」「委託先が管理する件数」それぞれの各項目の合計は一致しない。

表 16 漏えい等事案への対応状況

	湿				車安。	への対応料			T 114 · 11	
	(再え					- ^ / <i>/</i> / / / / / / / / / / / / / / / / /	八 <u>亿</u>			
年度	(再掲) 事案の件数	供本人等への情報提	事案の公表	置依頼	情報の回収	関係者の処分等	委託契約の解除等	再 発防止策	その他	又は対応を検討中左記以外に対応中
平成	944	533	221	70	554	95	0	889	13	9
25 年度	(100)	(56. 5)	(23.4)	(7.4)	(58. 7)	(10.1)	(0)	(94. 2)	(1.4)	(1.0)
平成	1,067	692	279	62	613	148	1	1011	5	22
24 年度	(100)	(64.9)	(26.1)	(5.8)	(57.5)	(13.9)	(0.1)	(94.8)	(0.5)	(2.1)
平成	723	493	82	35	443	103	1	723	6	9
23 年度	(100)	(68.2)	(11.3)	(4.8)	(61.3)	(14.2)	(0.1)	(100)	(0.8)	(1.2)
平成	498	347	115	26	295	127	2	498	10	2
22 年度	(100)	(69.7)	(23.1)	(5.2)	(59.2)	(25.5)	(0.4)	(100)	(2.0)	(0.4)
平成	321	284	195	21	171	84	1	321	14	26
21 年度	(100)	(88. 5)	(60.7)	(6.5)	(53.5)	(26.2)	(0.3)	(100)	(4.4)	(8.1)
平成	473	403	288	32	296	115	2	473	17	5
20 年度	(100)	(85.2)	(60.9)	(6.8)	(62.6)	(24.3)	(0.4)	(100)	(3.6)	(1.1)
平成	531	472	404	60	350	109	0	531	28	2
19 年度	(100)	(88.9)	(76.1)	(11.3)	(65.9)	(20.5)	(0)	(100)	(5.3)	(0.4)
平成	530	467	430	28	393	182	1	529	10	7
18 年度	(100)	(88. 1)	(81. 1)	(5.3)	(74.2)	(34. 3)	(0.1)	(99.8)	(1.9)	(1.3)
平成	320	299		30	236	153	2	320		
17 年度	(100)	(93.4)		(9.4)	(73.8)	(47.8)	(0.6)	(100)		_

⁽注) 1 平成18年度以降、現在の項目で調査。

² 平成 24~25 年度については、一部府省における一部事案の詳細が不明で分類できないため、「漏えい等事案の件数」と「事案への対応状況の件数」の各項目の合計は一致しない。

表 17 再発防止策の措置状況

	(再					ļ	为 訳					
	再発防:		組織的	的安全管3	理措置		物理的	安全管理	理措置	技術的	安全管	理措置
年度	の止策を講じた事案の件数	管理体制の整備	備・見直し規程・マニュアルの整	職員の教育研修	職員の指導監督	委託先の指導監督	誤送付・誤送信防止措置	紛失・誤廃棄防止措置	盗難防止措置	暗号化措置	アクセス制御措置	めのシステム改修措置誤送付・誤送信防止のた
平成 25 年度	889 (100)	76 (8. 5)	97 (10. 9)	186 (20. 9)	433 (48. 7)	384 (43. 2)	20 (2. 2)	55 (6. 2)	2 (0. 2)	5 (0.6)	4 (0.4)	1 (0.1)
平成 24 年度	1, 011 (100)	112 (11. 1)	106 (10. 5)	233 (23. 0)	576 (57. 0)	360 (35. 6)	31 (3. 1)	64 (6. 3)	2 (0. 2)	1 (0.1)	2 (0.2)	3 (0.3)
平成 23 年度	723 (100)	53 (7. 3)	102 (14. 1)	118 (16. 3)	317 (43. 8)	326 (45. 1)	19 (2. 6)	51 (7. 1)	4 (0. 6)	2 (0.3)	9 (1. 2)	3 (0.4)
平成 22 年度	498 (100)	78 (15. 7)	60 (12. 0)	127 (25. 5)	223 (44. 8)	227 (45. 6)	8 (1. 6)	32 (6. 4)	3 (0. 6)	4 (0.8)	8 (1.6)	1 (0. 2)
平成 21 年度	321 (100)	39 (12. 1)	77 (24. 0)	131 (40. 8)	252 (78. 5)	21 (6. 5)	11 (3. 4)	6 (1. 9)	1 (0. 3)	2 (0.6)	5 (1. 6)	2 (0. 6)
平成 20 年度	473 (100)	85 (18. 0)	108 (22. 8)	173 (36. 6)	374 (79. 1)	15 (3. 2)	18 (3. 8)	21 (4. 4)	0 (0)	0 (0)	2 (0.4)	1 (0. 2)
平成 19 年度	531 (100)	55 (10. 4)	92 (17. 3)	134 (25. 2)	440 (82. 9)	45 (8. 5)	11 (2. 1)	12 (2. 3)	4 (0.8)	6 (1.1)	9 (1.7)	33 (6. 2)
平成 18 年度	529 (100)	111 (21. 0)	99 (18. 7)	165 (31. 2)	442 (83. 6)	35 (66. 2)		14 (2. 6)			11 (2. 0)	
平成 17 年度	320 (100)	206 (64. 4)	_	213 (66. 6)	113 (35. 3)	5 (1. 6)		19 (5. 9)			4 (1.3)	

⁽注) 物理的安全管理措置及び技術的安全管理措置の詳細は、平成 19 年度以降調査。

	漏えい等	事案の件数	(再掲)				
		関係者の		[掲) [告発			(参考)
年度				うち保護 法の罰則 要件に該 当	懲戒 処分	懲戒処 分以外 の措置	関係者の処分 等実施機関数
平成 25 年度	944	95	1	0	7	87	12機関(漏えい等事案
一块 20 千皮	(100)	(10.1)	(0.1)	(0)	(0.7)	(9. 2)	のある機関は 19)
平成 24 年度	1,067	148	1	0	9	138	10機関(漏えい等事案
一次 24 千皮	(100)	(13.9)	(0.1)	(0)	(0.8)	(12. 9)	のある機関は 17)
平成 23 年度	723	103	0	0	1	102	11 機関(漏えい等事案
十成 23 千度	(100)	(14.2)	(0)	(0)	(0.1)	(14.1)	のある機関は 20)
平成 22 年度	498	127	1	0	9	121	10機関(漏えい等事案
	(100)	(25.5)	(0.2)	(0)	(1.8)	(24.3)	のある機関は 17)
平成 21 年度	321	84	1	1	3	80	10機関(漏えい等事案
	(100)	(26.2)	(0.3)	(0.3)	(0.9)	(24.9)	のある機関は 17)
平成 20 年度	473	115	0	0	3	112	8機関(漏えい等事案
平成 20 平度	(100)	(24.3)	(0)	(0)	(0.6)	(23.7)	のある機関は 17)
平成 19 年度	531	109	0	0	14	104	14機関(漏えい等事案
	(100)	(20.5)	(0)	(0)	(2.6)	(19.6)	のある機関は 20)
平成 18 年度	530	182	5	1	8	175	8機関 (漏えい等事案
	(100)	(34.3)	(0.9)	(0.1)	(1.5)	(33.0)	のある機関は 14)

表 19 監査における評価及び見直し事項への対応状況

(単位:機関、%)

左车	⟨⟨ ⟩ ⟩ ★ ├	要措置事 未措置事項がある			: 7 担人			
年度	総数	案のある機関	全部措置 済み	対応予定 あり	描画事項がる 対応予定な し	かる場合 監査直後のため 方針未定	要措置事 案なし	
平成 25 年度	41 (100)	18 (43. 9)	13 (31. 7)	4 (9. 8)	0 (0)	1 (2. 4)	23 (56. 1)	
平成 24 年度	41 (100)	16 (39. 0)	11 (26. 8)	4 (9. 8)	0 (0)	1 (2. 4)	25 (61. 0)	
平成 23 年度	41 (100)	19 (46. 3)	10 (24. 4)	9 (22. 0)	0 (0)	0 (0)	22 (53. 7)	
平成 22 年度	40 (100)	13 (32. 5)	8 (20. 0)	5 (12. 5)	0 (0)	0 (0)	27 (67. 5)	
平成 21 年度	41 (100)	18 (43. 9)	11 (26. 8)	7 (17. 1)	0 (0)	0 (0)	23 (56. 1)	
平成 20 年度	39 (100)	20 (51. 3)	10 (25. 6)	10 (25. 6)	0 (0)	0 (0)	19 (48. 7)	
平成 19 年度	40 (100)	20 (50. 0)	12 (30. 0)	8 (20. 0)	0 (0)	0 (0)	20 (50. 0)	
平成 18 年度	39 (100)	23 (59. 0)	8 (20. 5)	12 (30. 8)	0 (0)	3 (7. 7)	16 (41. 0)	

⁽注) 1 平成 18 年度以降、現在の項目で調査。 2 平成 24~25 年度については、一部府省における一部事案の詳細が不明で分類できないため、「関係者の処 分等の件数」の各項目の合計は一致しない。

亚出 17 年度	28	19	10	4	0	5	9
平成 17 年度	(100)	(67.9)	(35.7)	(14.3)	(0)	(17.9)	(32.1)

表 20 点検を行った保護管理者数

(単位:人、%)

年 度	保護管理者数	うち点検を実施した保護管理 者の数
平成 25 年度	26, 129	25, 680 (98. 3)
平成 24 年度	27, 251	26, 927 (98. 8)
平成 23 年度	27, 111	26, 668 (98. 4)
平成 22 年度	26, 939	26, 424 (98. 1)
平成 21 年度	27, 425	26, 872 (98. 0)
平成 20 年度	27, 498	26, 948 (98. 0)
平成 19 年度	26, 916	26, 111 (97. 0)
平成 18 年度	26, 288	25, 619 (97. 5)
平成 17 年度	21,060	20, 330 (96. 5)

表 21 教育研修の実施状況

(単位:回)

				(+ L · L)
	教育研修の回数			
		総括保護管理者が実	特定部局又は地方支	他の行政機関等が主
年 度		施した教育研修の回	分部局等単位で実施	催する研修のうち、職
		数	した教育研修の回数	員に受講させたもの
				の回数
平成 25 年度	23, 785	116	23, 182	487
十成 25 千茂	(100)	(17. 4)	(97.5)	(2.0)
平成 24 年度	24, 162	668	23, 025	469
十八八 24 千尺	(100)	(2.8)	(95.3)	(1.9)
平成 23 年度	22, 642	587	21, 658	397
一	(100)	(2.6)	(95. 7)	(1.8)
平成 22 年度	21, 669	233	21, 054	382
	(100)	(1.1)	(97. 2)	(1.8)
平成 21 年度	22, 050	270	21, 406	374
一	(100)	(1.2)	(97. 1)	(1.7)
平成 20 年度	9, 323	217	8, 723	383
	(100)	(2.3)	(93. 6)	(4. 1)
平成 19 年度	8, 430	135	7, 959	336
	(100)	(1.6)	(94. 4)	(4. 0)
平成 18 年度	6, 579	288	5, 945	346
	(100)	(4.4)	(90. 4)	(5. 3)
平成 17 年度	5, 148	104	5, 044	_
一一八八十八	(100)	(2.0)	(98. 0)	

(注) 平成 17 年度調査においては、「他の行政機関等が主催する研修のうち、職員に受講させたものの回数」は調査していない。

1 平成25年度途中における行政機関の組織改編

旧機関名	異動	新機関名	
国家公務員制度改革推進本部	H25. 7. 10 廃止	(内閣官房に業務移管)	
社会保障制度改革国民会議	H25. 8. 21 廃止	(内閣官房に業務移管)	
安全保障会議	H25.12.4 組織改編	国家安全保障会議	
_	H25. 12. 11	国土強靭化推進本部	
_	H26.1.1 新設	特定個人情報保護委員会	
_	H26. 1. 12 新設	社会保障制度改革推進本部	

2 調査対象期間(平成25年4月1日~26年3月31日)後における行政機関の組織改編

旧機関名	異動	新機関名
_	H26. 5. 30 新設	健康・医療戦略推進本部
_	H26. 6. 12 新設	社会保障制度改革推進会議
_	H26. 7. 1 新設	水循環政策本部
_	H26. 12. 2 新設	まち・ひと・しごと創生本部
_	H27. 1. 9 新設	サイバーセキュリティ戦略本部

⁽注) 本表は、平成27年1月31日現在の状況を記載したものである。